

田原市

第3期子ども・子育て支援事業計画

第3期子ども・子育て支援事業計画及び第4期次世代育成支援行動計画

令和7年度～11年度

令和7年3月

田 原 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の期間	2
3	法令等の根拠と計画の位置づけ	2
4	計画の策定体制等	3
第2章	子どもと子育てをとりまく状況	5
1	家庭や地域の状況	5
2	ニーズ調査の結果	13
3	取組状況	24
第3章	計画の基本的な考え方	25
1	本市の子育て支援の理念（基本理念）	25
2	計画の体系	26
3	基本理念を実現するための基本目標	27
第4章	行動計画	30
1	地域における子育ての支援	30
2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	37
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	43
4	子育てを支援する生活環境の整備	47
5	職業生活と家庭生活との両立の推進	49
6	子ども等の安全の確保	52
7	要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進	54
8	子どもの貧困対策の推進	60
9	子育てに関する意識の高揚	64
第5章	子ども・子育て支援事業の提供体制	65
1	子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項	65
2	教育・保育提供区域	66
3	保育の必要性の認定	67
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	68
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	70
6	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について	101
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	101
第6章	資料編	102
1	保育園・認定子ども園等一覧	102
2	放課後児童クラブ一覧	103
3	用語集	104

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成29年では1.43、令和4年では1.26と減少傾向が続いている一方で、核家族数の増加や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き家庭の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く状況は変化し続けています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととされました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、12月には「こども大綱」が閣議決定され、日本国憲法やこども基本法、児童福祉の権利に関する条約の精神に則り、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。

本市においては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に策定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき平成27年に「田原市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このような状況の中、本市では「第2期田原市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、「第3期田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

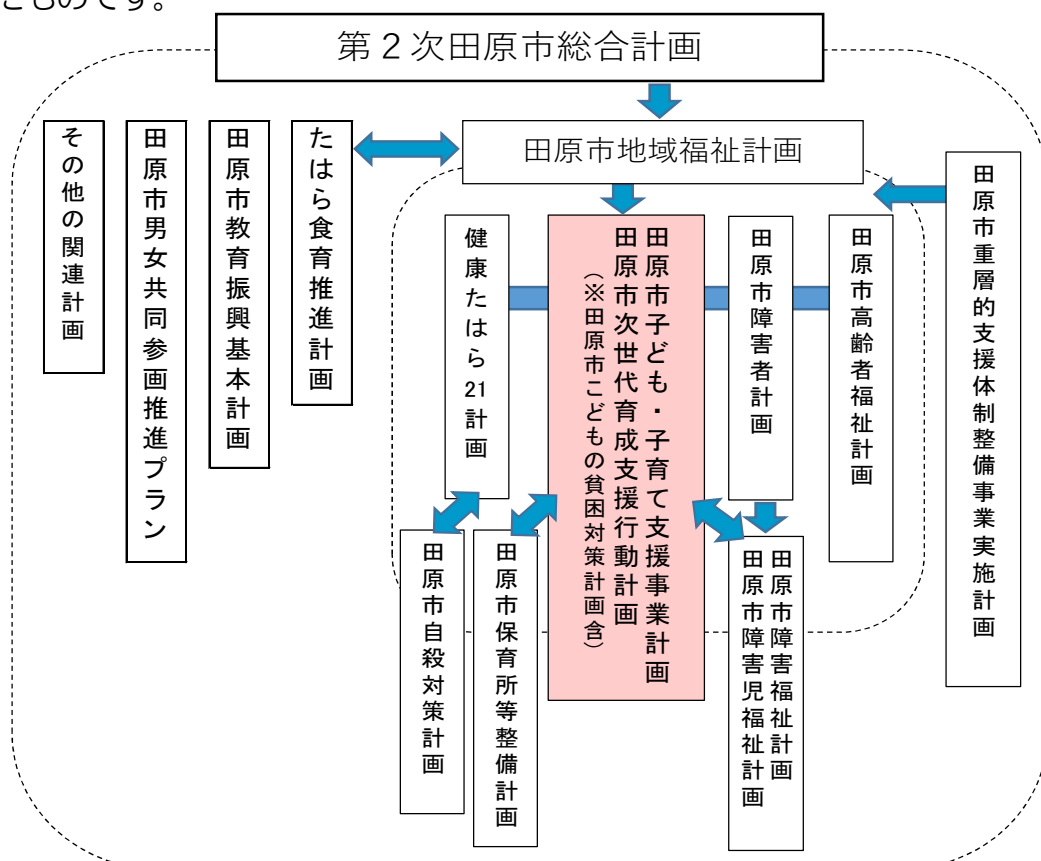
2 計画の期間

本計画は、令和7年度から11年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画に定めた確保方策や施策の方針は、各年度において進捗状況を点検し、必要に応じて中間年度に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

3 法令等の根拠と計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたるものであり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」として位置づけ、計画の一部を、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定される「市町村計画」を一体のものとしています。

また、“第2次田原市総合計画”を上位計画とする子育て支援分野の個別計画として位置づけており、その他の福祉関連計画等と整合性を保って策定したものです。



4 計画の策定体制等

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、令和6年6月に就学前の児童や小学生の保護者に対して子育てに関する実態や意識を伺うため、アンケート調査を実施しました。

このアンケート結果を基に、本市における教育・保育のニーズ量を算出し、教育・保育施設や子育て支援事業の供給量・供給体制を定めました。また、その他の子育て支援施策の方向性を検討するための基礎資料として活用しました。

	就学前	小学生	合計
標本数	1,611	700	2,311
有効回収数（率）	1,121（69.6%）	381（54.4%）	1,502（65.0%）

(2) 子ども・子育て会議の開催

地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「田原市子ども・子育て会議」を設置し、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

(3) 市役所庁内ワーキングでの検討

子ども・子育て支援は児童福祉分野だけではなく、保健・教育・障害・社会福祉等の多くの分野にわたって事業を行っているため、市役所の関係部署で構成する庁内ワーキングで計画原案について作成・検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、計画案の趣旨、内容等を公表して市民の意見を反映させるため下記のとおりパブリックコメントを実施しました。

①意見の募集期間

令和6年12月19日（木）～令和7年1月20日（月）

②提出方法

こども健康部子育て支援課・渥美支所・赤羽根市民センター・中央図書館
へ直接持ち込み、担当課への郵送・FAX・電子メール

(5) 計画の推進体制及び評価

計画の推進にあたっては、毎年度第4章、第5章に記載した計画について進捗状況の把握・点検を行い、達成状況をPDCAサイクルに基づき評価を行い、田原市子ども・子育て会議に報告します。

第2章 子どもと子育てをとりまく状況

1 家庭や地域の状況

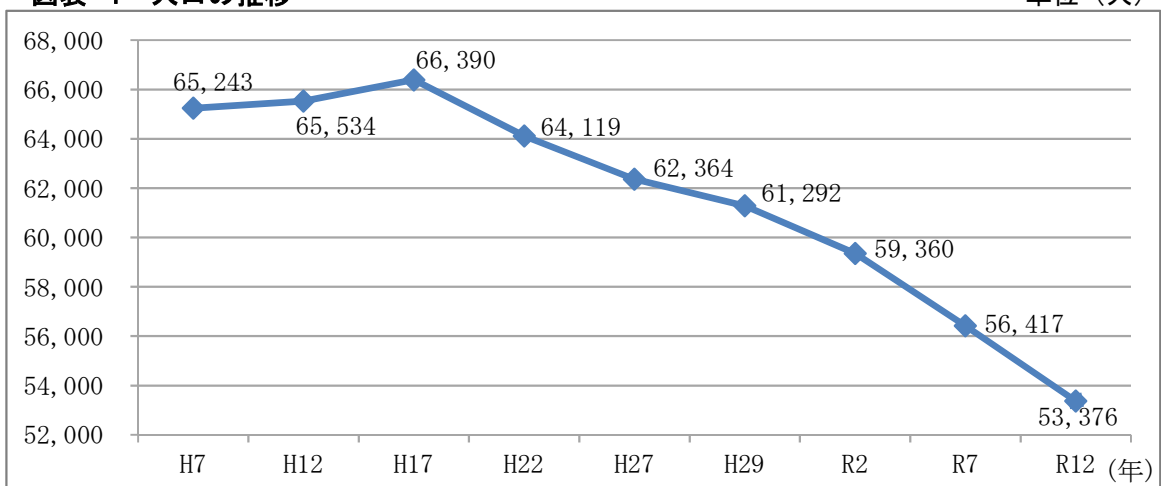
(1) 人口推移と将来推計

本市の人口は、平成17年の66,390人をピークに減少傾向となっており、令和2年では59,360人となっています。年齢3区分別にみると、「65歳以上」が増加し続けている一方で、「15歳未満」は減少し続けています。

また、将来推計では、令和12年には人口が53,376人、「15歳未満」の人口比率は11.9%まで減少する見込みです。

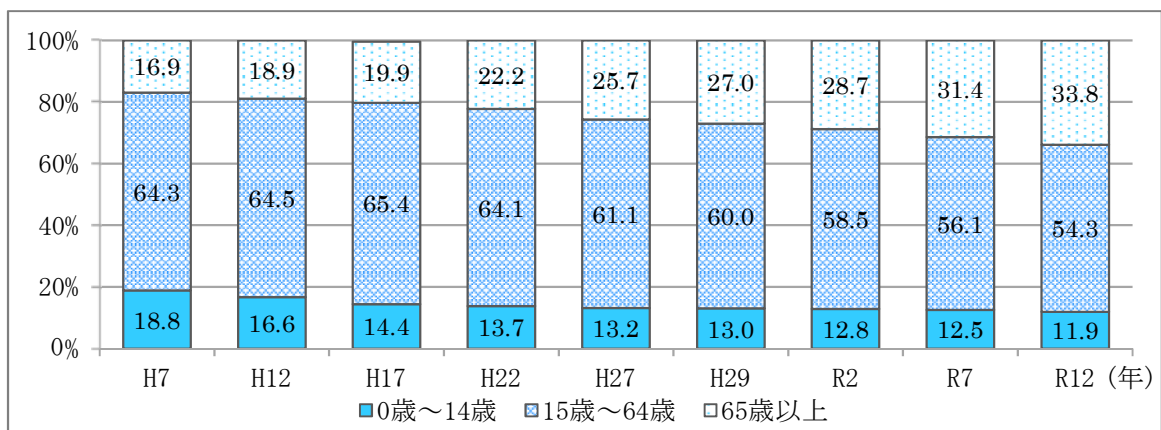
図表 1 人口の推移

単位（人）



資料：国勢調査（平成29年は「愛知統計年鑑」、令和7年以降は平成27年から令和2年までの人口移動率を踏まえたコーホート要因法による独自推計値）

図表 2 年齢3区分別人口（構成比）

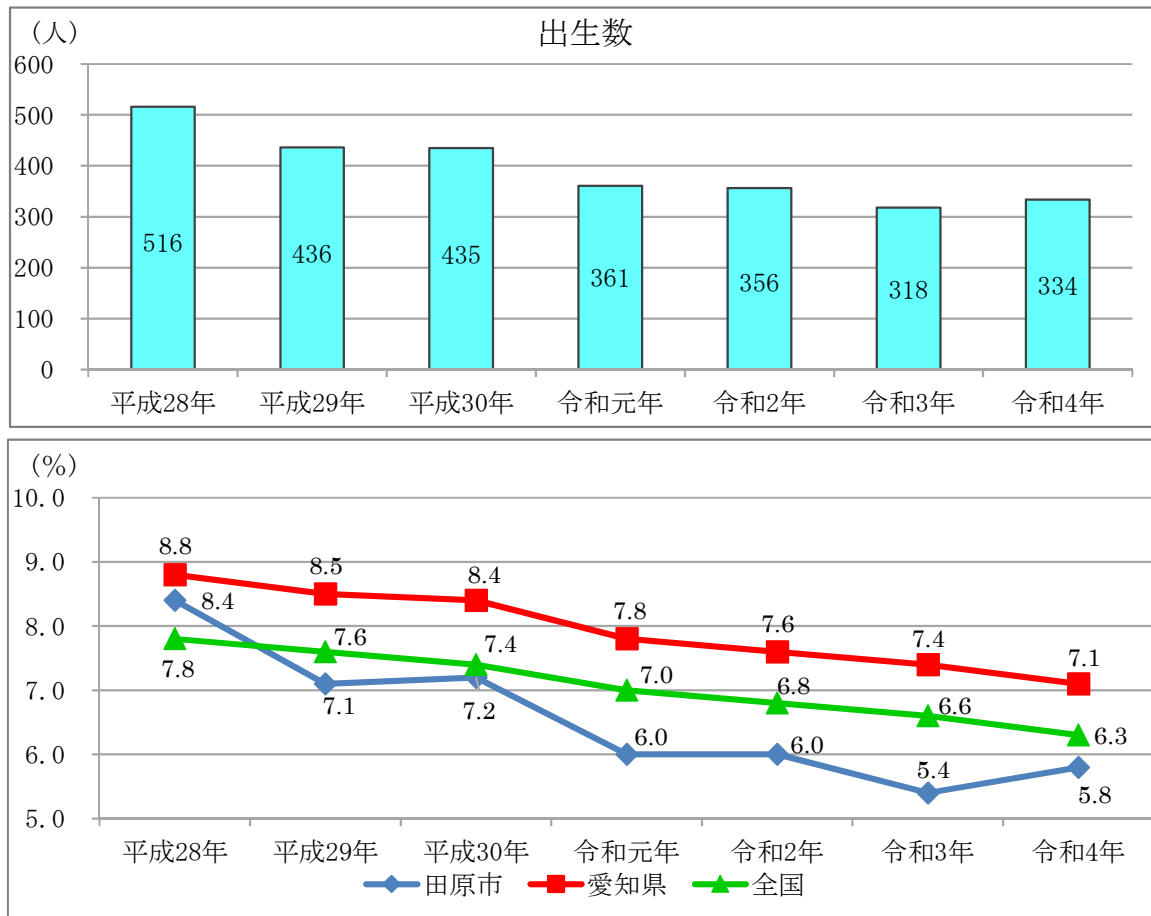


資料：国勢調査（平成29年は「愛知統計年鑑」、令和7年以降は平成27年から令和2年までの人口移動率を踏まえたコーホート要因法による独自推計値）

(2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成29年に500名を、令和元年に400名を割り込み、減少の傾向が続いています。出生率も、平成28年までは、全国を上回る年が多くなっていましたが、平成29年以降は大きく下がるなどしており、減少の傾向が続いています。

図表 3 出生数、出生率の推移 ※出生数は1月～12月の人数



資料：愛知県衛生年報

図表 4 合計特殊出生率

	平成 10～14 年	平成 15～19 年	平成 20～24 年	平成 25～29 年	平成 30～令和 4 年
田原市	—	1.52	1.66	1.64	1.43
旧田原町	1.56	—	—	—	—
旧赤羽根町	1.42	—	—	—	—
旧渥美町	1.65	—	—	—	—
愛知県	—	1.39	1.51	1.55	1.44
全 国	1.36	1.31	1.38	1.43	1.33

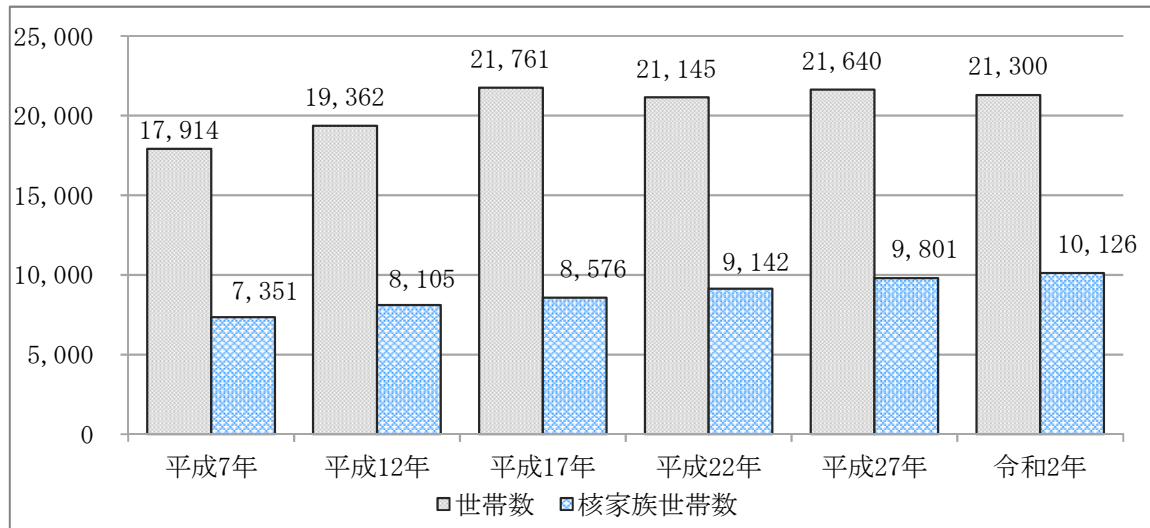
資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告

(3) 世帯数の推移

世帯数及び核家族世帯数の推移をみると、平成17年まではいずれも増加傾向となっています。平成22年と令和2年には世帯数は減少するものの核家族世帯は増加しており、核家族世帯の割合が増加傾向となっています。

図表 5 世帯数、核家族世帯数の推移

単位（世帯）



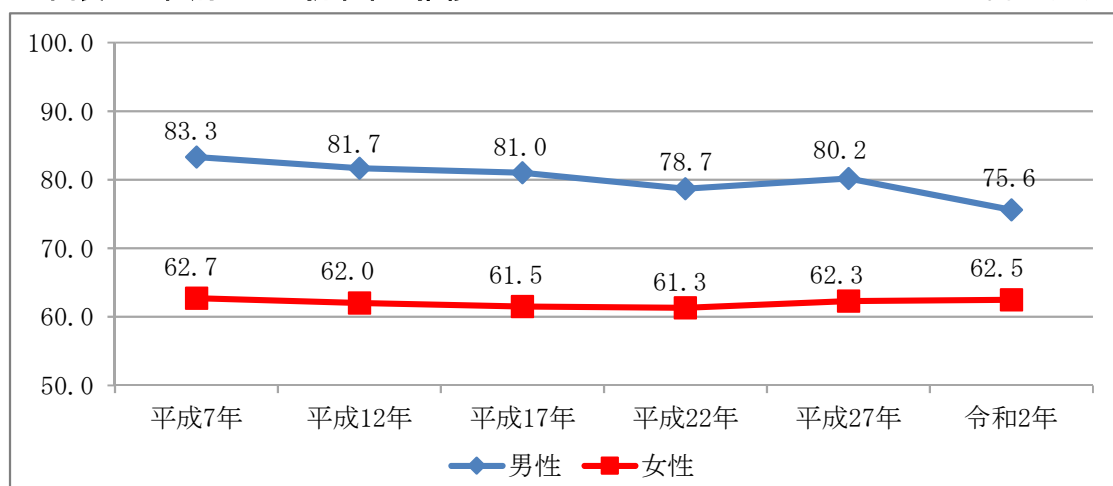
資料：国勢調査

(4) 就業者数の推移

就業率の推移をみると、平成22年までは性別にかかわらず減少傾向となつていますが、平成27年以降の女性については62.3%、令和2年が62.5%となつており増加しています。

図表 6 性別にみた就業率の推移

単位 (%)

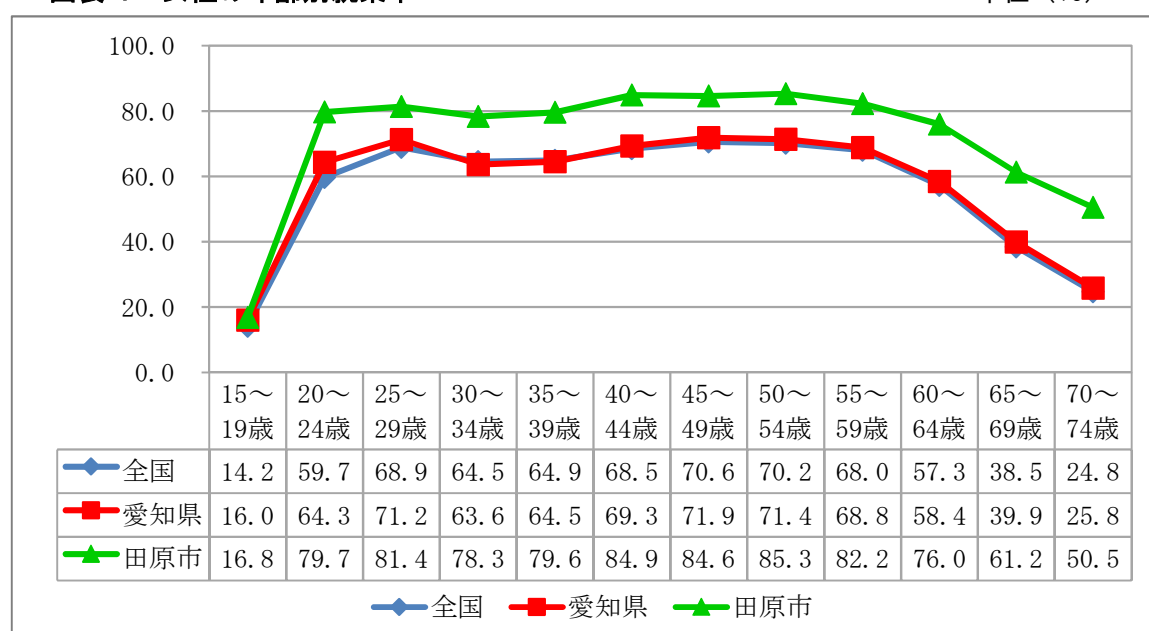


資料：国勢調査

女性の年齢別就業率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても30～34歳の労働力率が低下していますが、全国、県と比較してM字曲線は浅くなっています。

図表 7 女性の年齢別就業率

単位 (%)



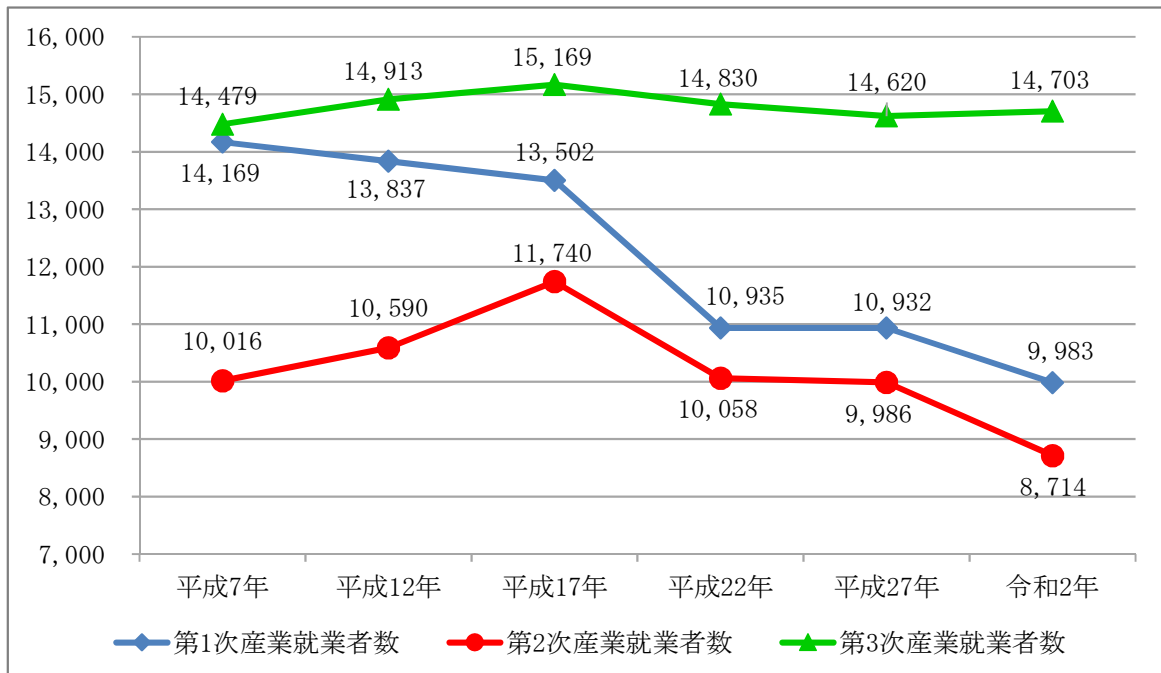
資料：令和2年国勢調査

(5) 産業構造の推移

産業種別就業者数の推移をみると、平成7年以降「第1次産業就業者数」は減少し続けています。「第2次産業就業者数」は平成17年以降減少しています。「第3次産業就業者数」は増加し続けていましたが、平成22年から緩やかな減少傾向となっています。

図表 8 産業分類別就業者数

単位（人）



資料：国勢調査

(6) 就学前人口と入所希望児童数の推移

子どもの人口は、年々減少しています。一方で、保育所の入園児童は、3歳未満の低年齢児の割合が年々高くなっており、共働き世帯や核家族の増加により低年齢児の保育ニーズが高まっていく見込みです。

図表 9 就学前人口

単位（人）

年 度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小計
平成 30 年度	443	483	517	515	543	552	3,053
平成 31 年度	410	450	480	523	515	550	2,928
令和 2 年度	367	413	443	500	523	522	2,768
令和 3 年度	349	370	409	449	498	522	2,597
令和 4 年度	310	352	377	408	448	491	2,386
令和 5 年度	336	325	352	378	408	448	2,247
令和 6 年度	258	350	329	354	372	402	2,065

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図表 10 就学前児童数と入所希望児童数の推移

単位（人）

		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
就学前児童数①	0 歳児	410	367	349	310	336	258
	1・2 歳児	930	856	779	729	677	679
	3 歳以上児	1,588	1,545	1,469	1,347	1,234	1,128
	合計	2,928	2,768	2,597	2,386	2,247	2,065
入所希望児童数②	0 歳児	6	4	7	8	7	11
	1・2 歳児	406	404	354	366	328	336
	3 歳以上児	1,564	1,518	1,436	1,327	1,210	1,106
	合計	1,976	1,926	1,797	1,701	1,545	1,453
申込率％ (②／①)	0 歳児	1.5%	1.1%	2.0%	2.6%	2.1%	4.3%
	1・2 歳児	43.7%	47.2%	45.4%	50.2%	48.4%	49.5%
	3 歳以上児	98.5%	98.3%	97.8%	98.5%	98.1%	98.0%
	合計	67.5%	69.6%	69.2%	71.3%	68.8%	70.4%

※広域委託（田原市民）を含み、広域受託（田原市外の方）を除く。

資料：田原市子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

(7) 児童虐待防止対策

児童虐待防止を目的とした要保護児童対策地域協議会では、令和5年度は69件（34世帯）の児童と4件の特定妊婦について支援検討しました。虐待の種類や合計件数は年度によってばらつきがあります。

令和5年度通告経路別件数では、保健センター、学校、他市からのケース移管が多くを占めています。

図表 11 要保護児童対策地域協議会対応件数

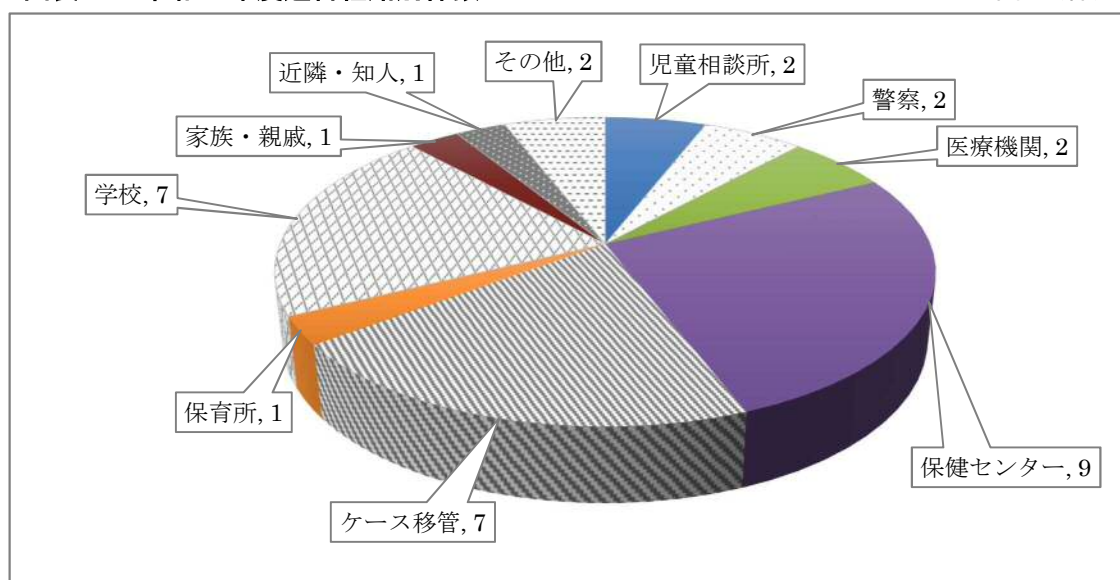
単位（件）

区分	虐待				その他	合計 (世帯)	特定 妊婦	再掲
	身体	性的	心理	ネグレクト				施設 入所
令和元年度	9	0	1	15	33	58(36)	6	18
令和2年度	15	2	1	11	25	54(35)	3	18
令和3年度	25	2	0	15	24	66(38)	4	16
令和4年度	24	0	0	9	22	55(27)	5	12
令和5年度	36	0	6	7	20	69(34)	4	12

資料：子育て支援課

図表 12 令和5年度通告経路別件数

単位（件）



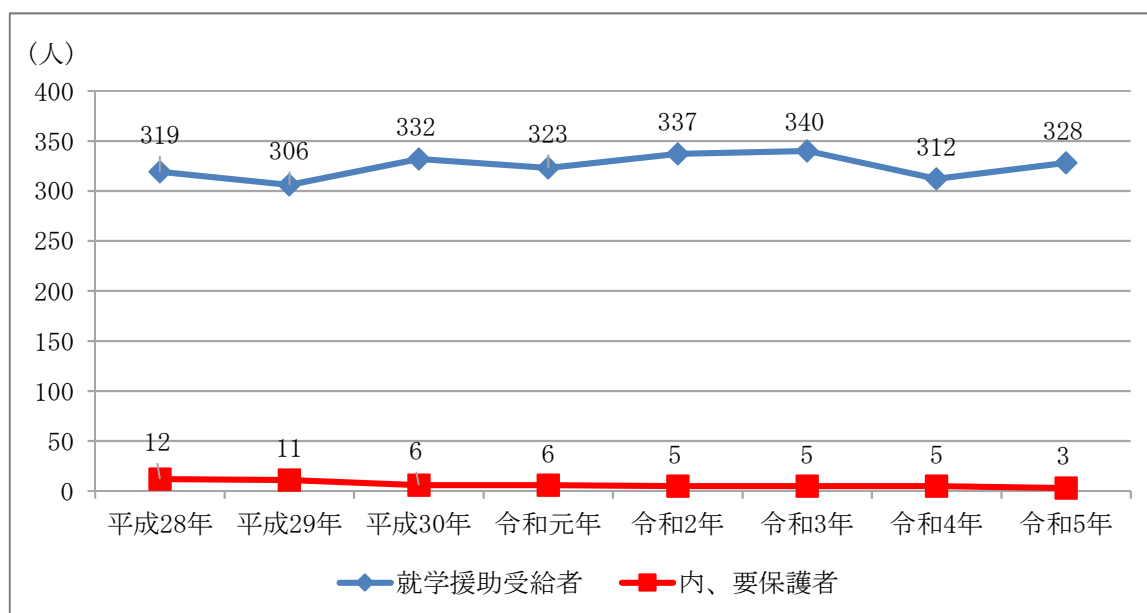
資料：子育て支援課

(8) 子どもの貧困対策

要保護準要保護就学援助受給者は、年々増えたり減ったりしながらも増加傾向にあります。一方、要保護者数（生活保護受給者数）は減少傾向にあります。

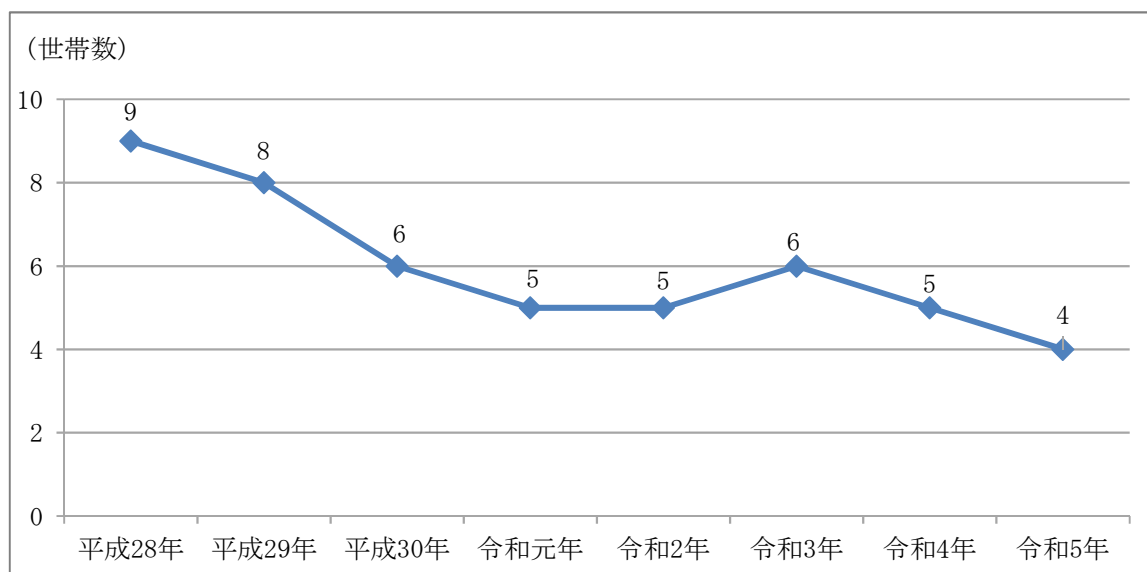
生活保護世帯数（18歳未満の子どもがいる世帯数）は、増えたり減ったりしながらも減少傾向にあります。

図表 13 要保護準要保護就学援助受給者数



資料：教育総務課

図表 14 生活保護世帯数（18歳未満の子どもがいる世帯数）



資料：地域福祉課

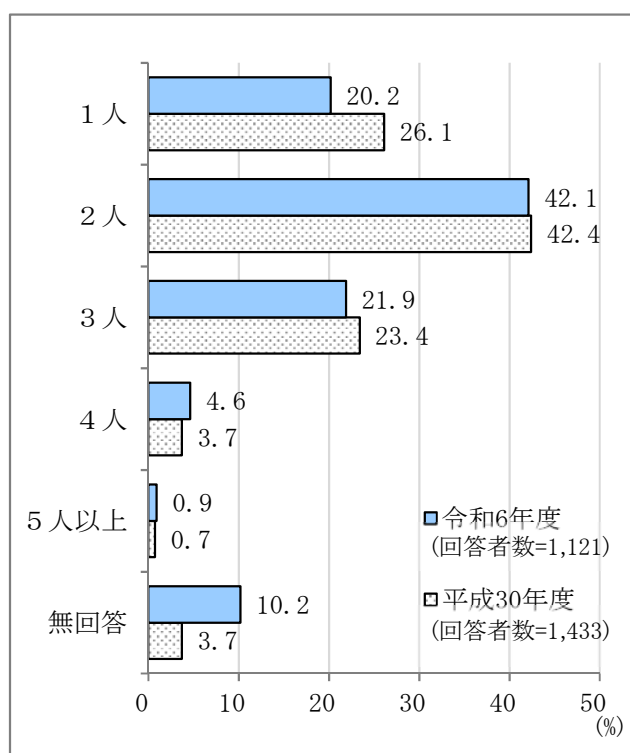
2 ニーズ調査の結果

(1) 世帯別の子ども的人数

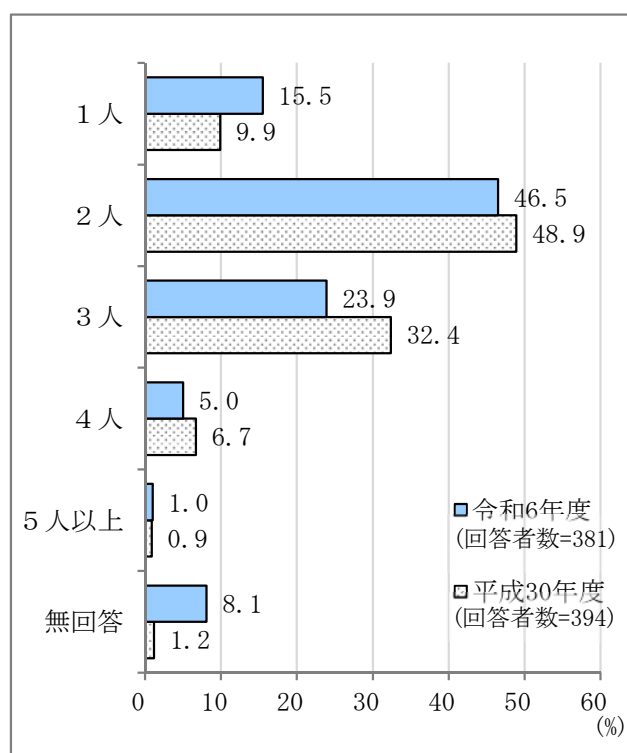
世帯別の子ども的人数は、就学前児童の世帯では「2人」の割合は42.1%、小学生の世帯では「2人」の割合は46.5%となっており、平成30年度の調査と比較しても大きな差はありません。一方、小学生の世帯の「3人」の割合は23.9%と平成30年度の調査と比較すると大きく減少しています。

図表 15 世帯別の子ども的人数

就学前



小学生

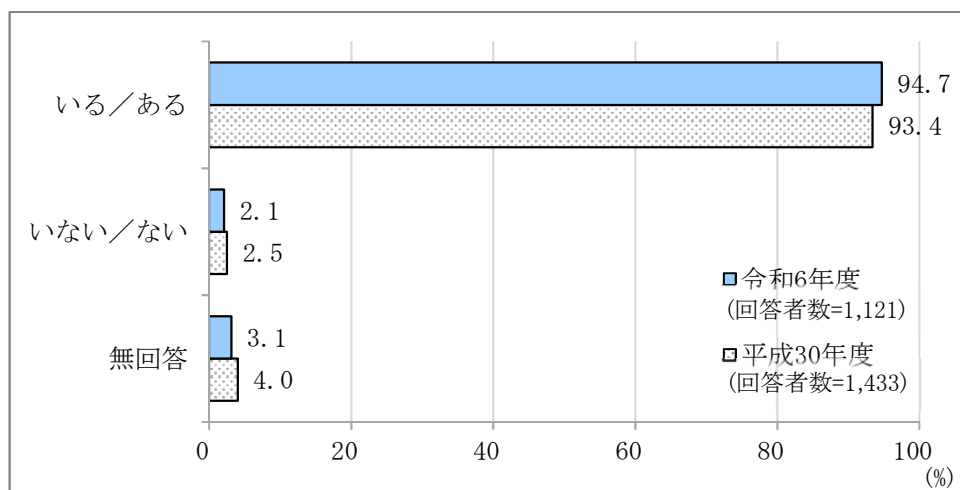


(2) 子育てをする上での相談等

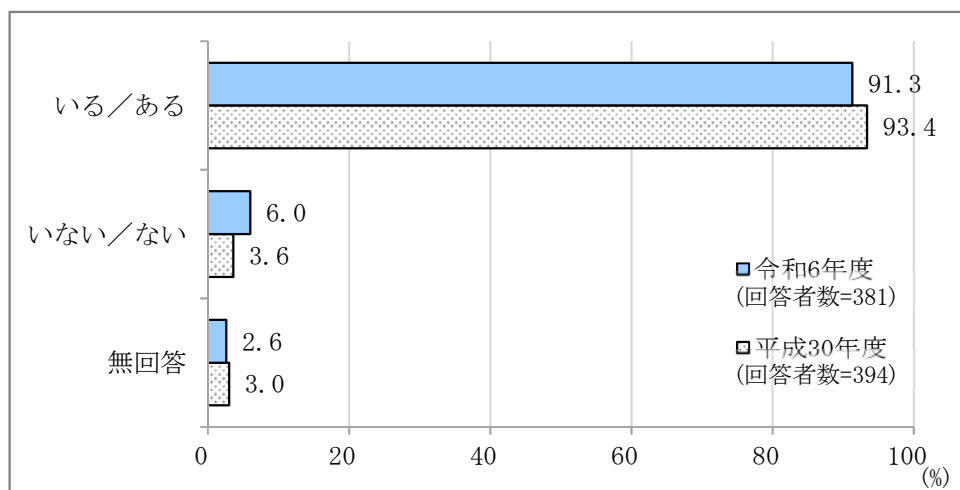
子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無では、就学前児童の保護者においては「いる／ある」の割合が94.7%と平成30年度調査と比較しても大きな差はありません。小学生の保護者においては「いない／ない」の割合が6.0%と平成30年度調査と比較すると増加しています。

図表 16 気軽に相談できる人や場所の有無

就学前



小学生

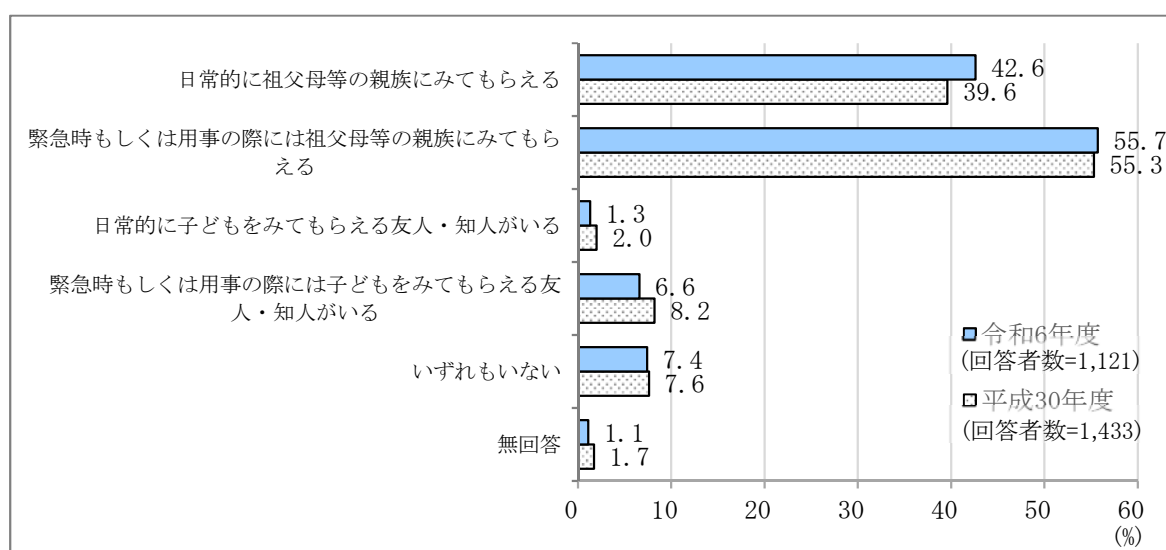


(3) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

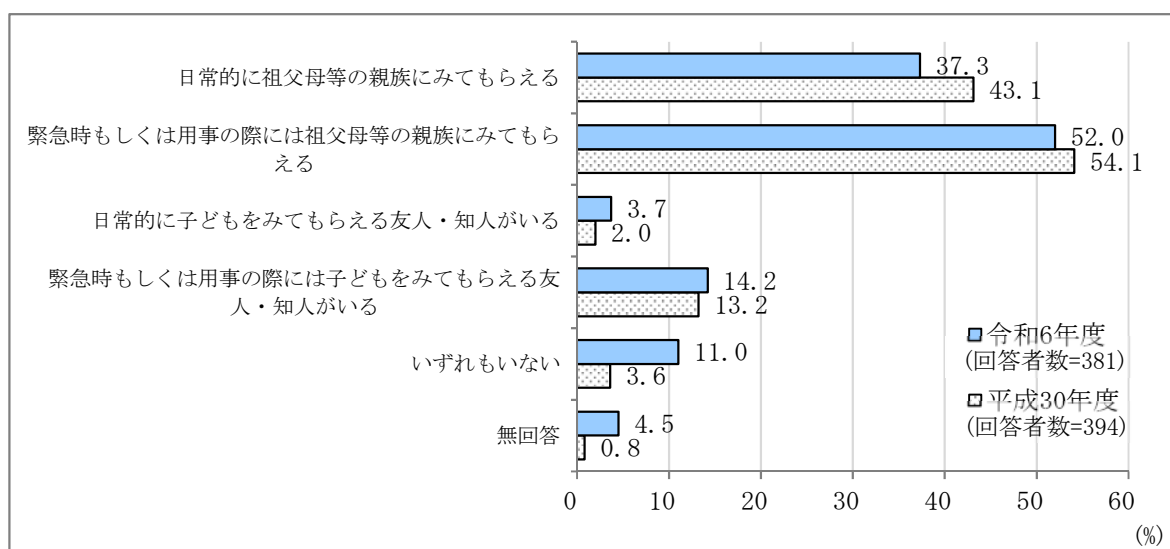
子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人がいる就学前児童の保護者、小学生の保護者とも約4割となっています。また、「いずれもない」は、就学前児童の保護者の割合が7.4%、小学生の保護者の割合が11.0%となっています。平成30年度調査と比較すると、就学前児童の保護者は大きな変化はありませんが、小学生の保護者は大きく増加しています。

図表 17 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前



小学生



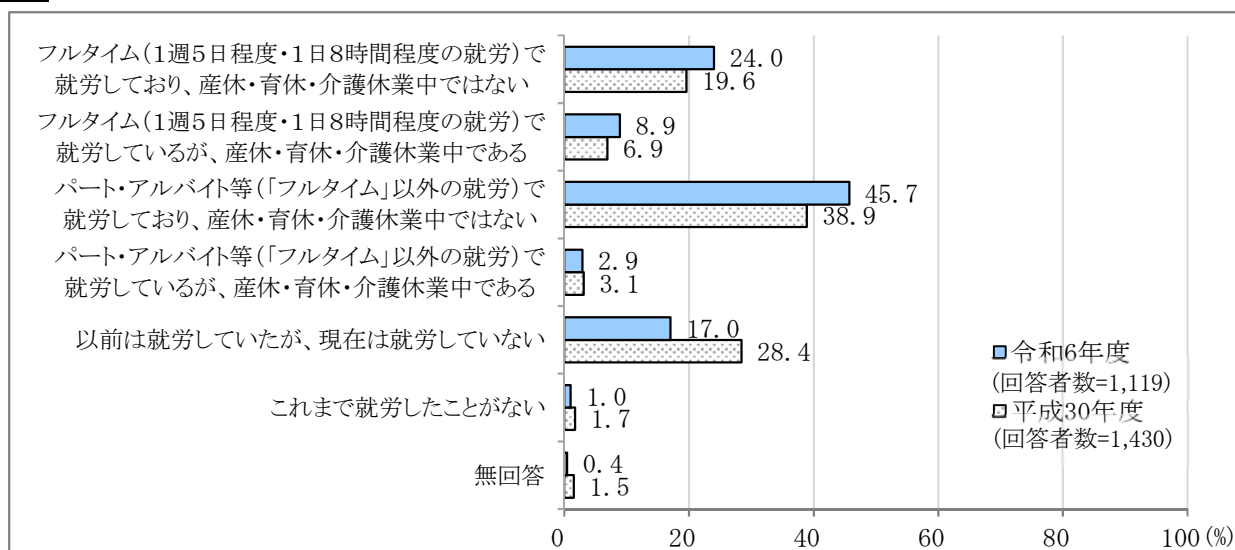
(4) 保護者の就労状況

就学前児童の保護者の就労状況について、母親の「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が45.7%となっており、平成30年度調査と比較すると増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が17.0%となっており、平成30年度調査と比較すると減少しています。

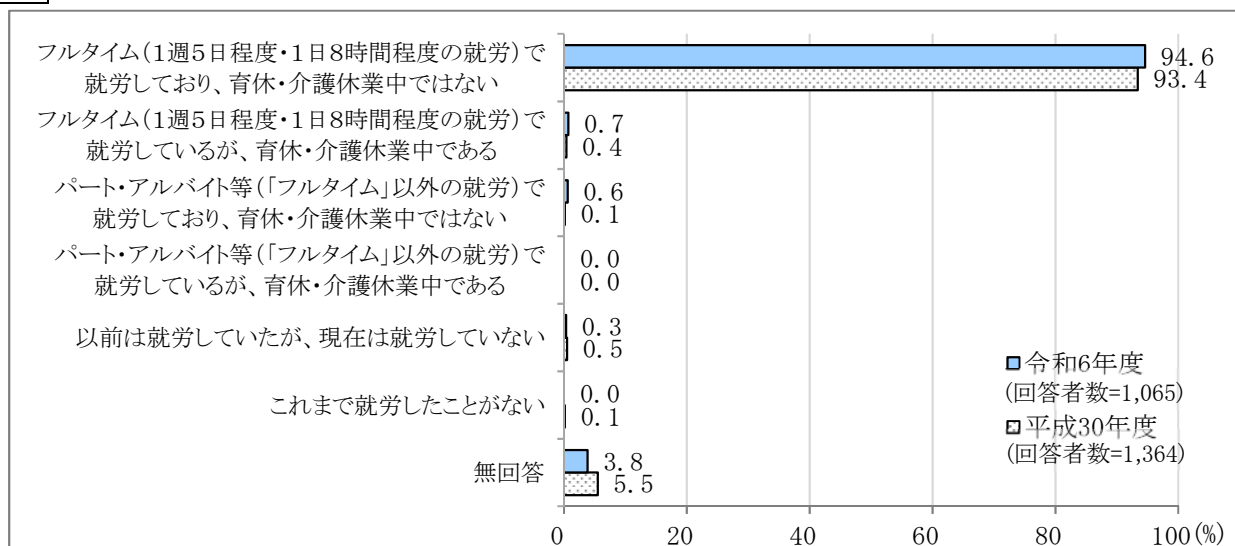
父親は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」割合が94.6%となっており、平成30年度調査と比較しても大きな変化はありません。

図表 18 保護者の就労状況（就学前児童保護者）

母親



父親

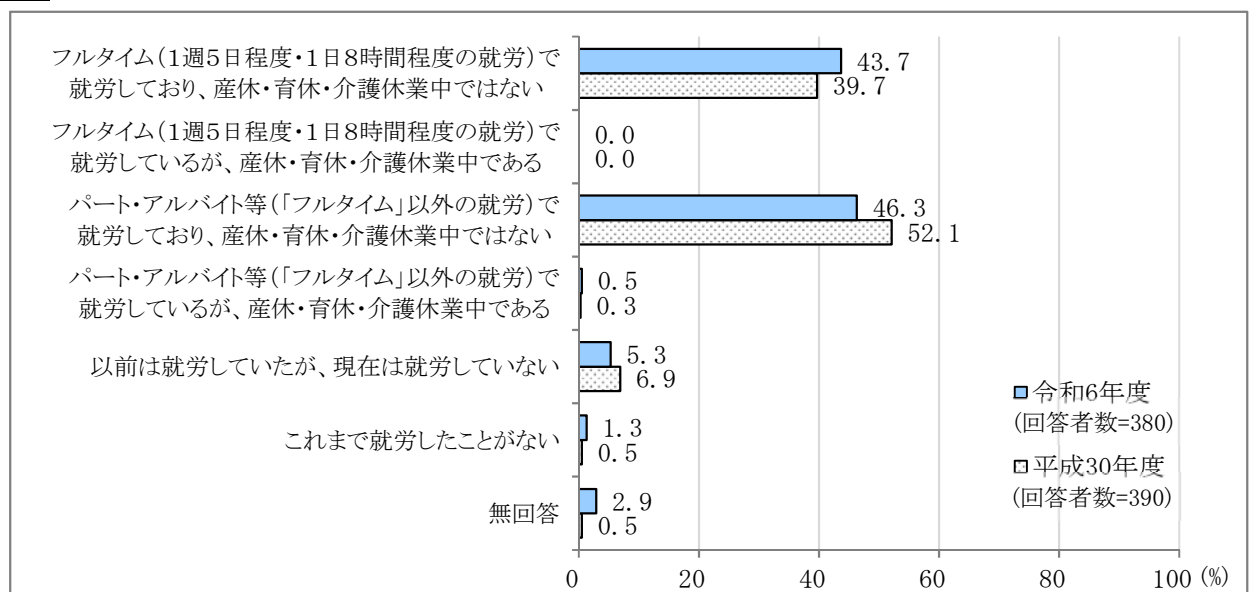


小学生の保護者の就労状況について、母親の「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.7%となっています。平成30年度調査と比較すると増加しています。一方、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は46.3%となっており、平成30年度調査と比較すると減少しています。

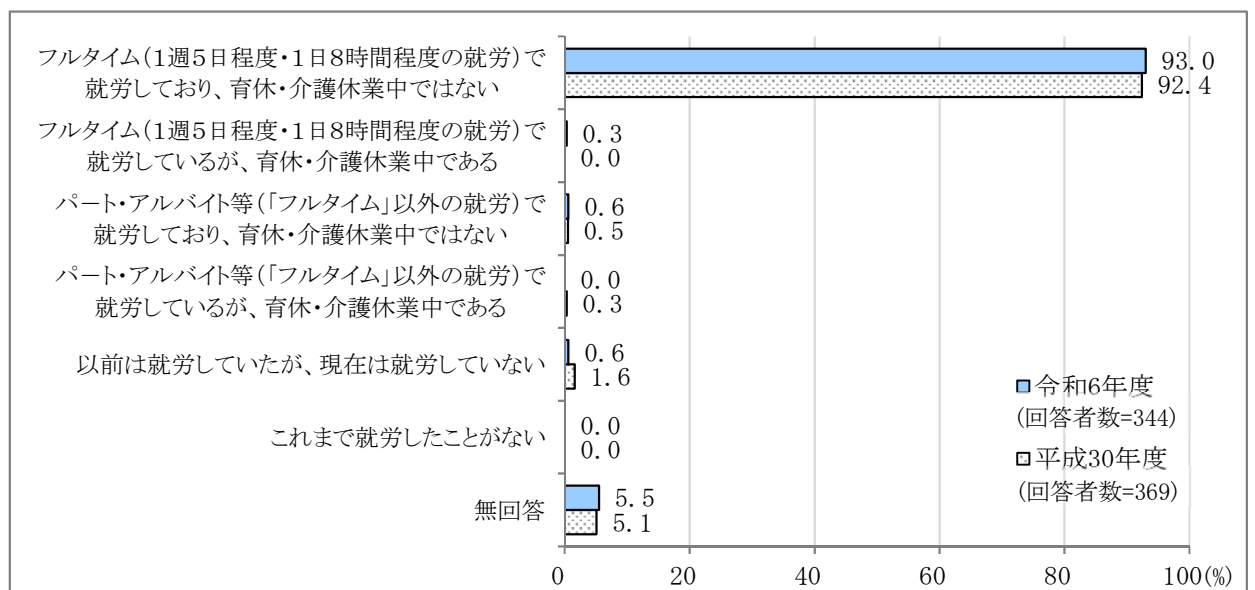
父親は、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が93.0%となっており、平成30年度調査と比較しても大きな変化はありません。

図表 19 保護者の就労状況（小学生保護者）

母親



父親

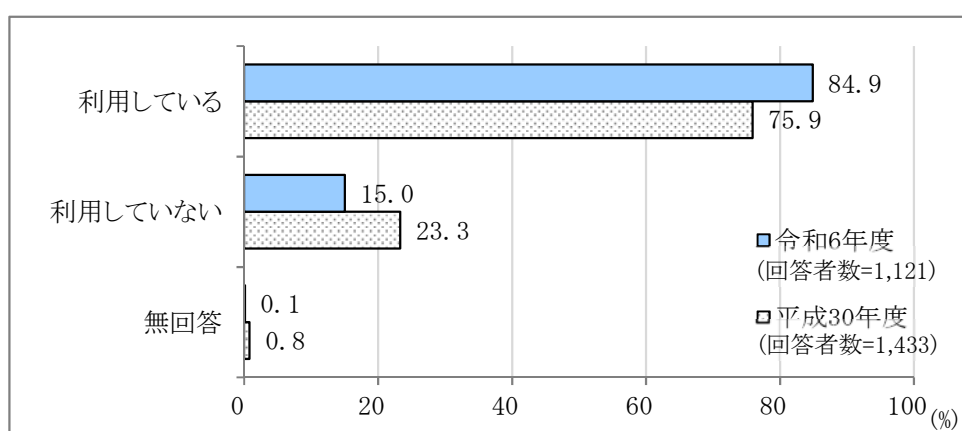


(5) 教育・保育事業の利用状況

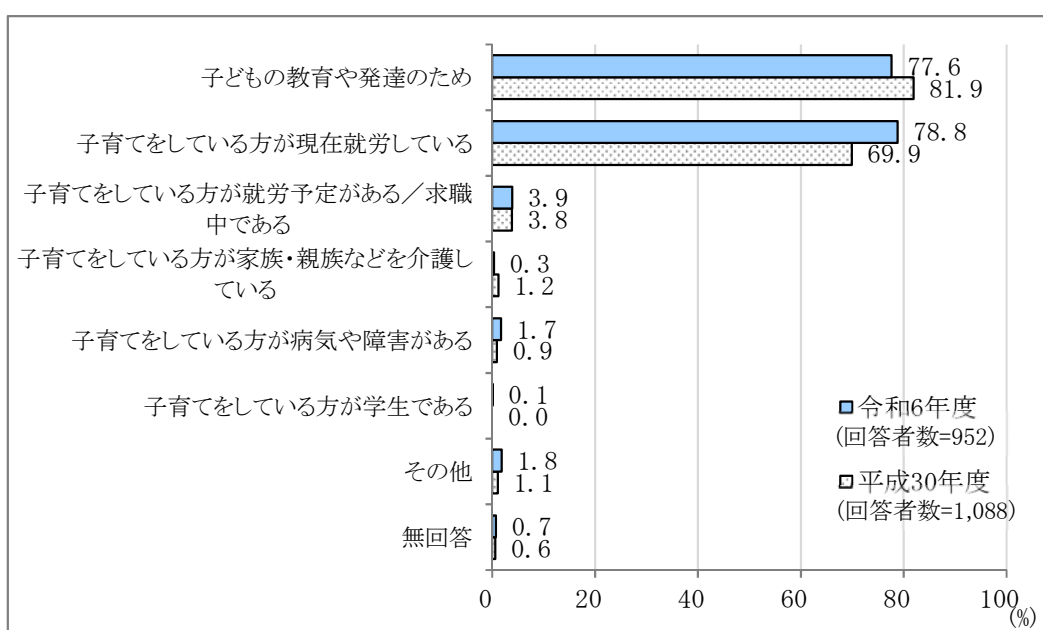
定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が84.9%となっており、平成30年度調査と比較すると大きく増加しています。一方、「利用していない」は15.0%となっており、平成30年度調査と比較すると大きく減少しています。

定期的な教育・保育事業を利用している理由について、「子育てをしている方が現在就労している」が78.8%となっており、平成30年度調査と比較すると大きく増加しています。

図表 20 定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童保護者)



図表 21 定期的な教育・保育事業を利用している理由(就学前児童保護者)

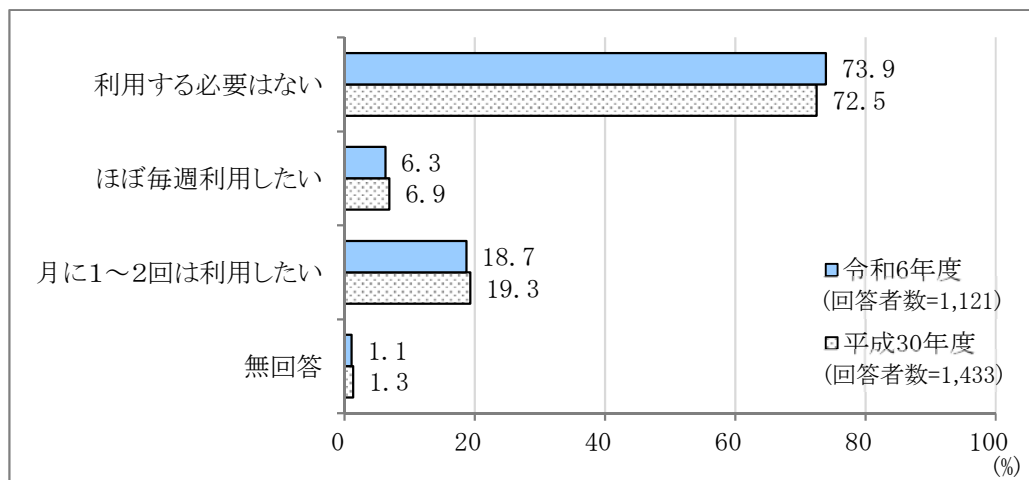


定期的な教育・保育事業の土曜日の利用希望について、「ほぼ毎週利用したい」は6.3%、「月に1～2回は利用したい」は18.7%となっています。

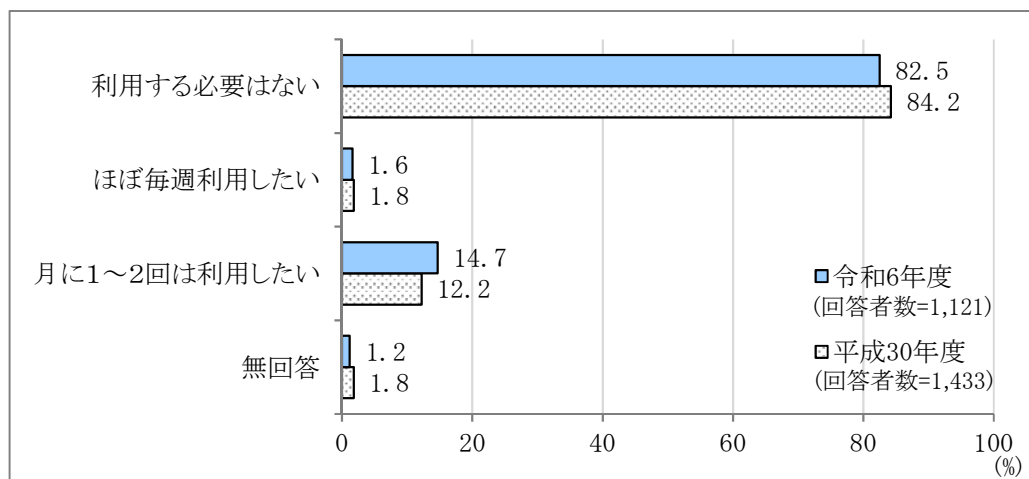
日曜日・祝日の利用希望について、「ほぼ毎週利用したい」は1.6%、「月に1～2回は利用したい」は14.7%となっています。平成30年度調査と比較すると土曜日の利用希望は大きな変化はありませんが、日曜日・祝日の利用希望については「月に1～2回は利用したい」が増加しています。

図表 22 定期的な教育・保育事業の土曜日、日曜日・祝日の利用希望(就学前児童保護者)

土曜日



日曜日・祝日



(6) 小学生の放課後の過ごし方について

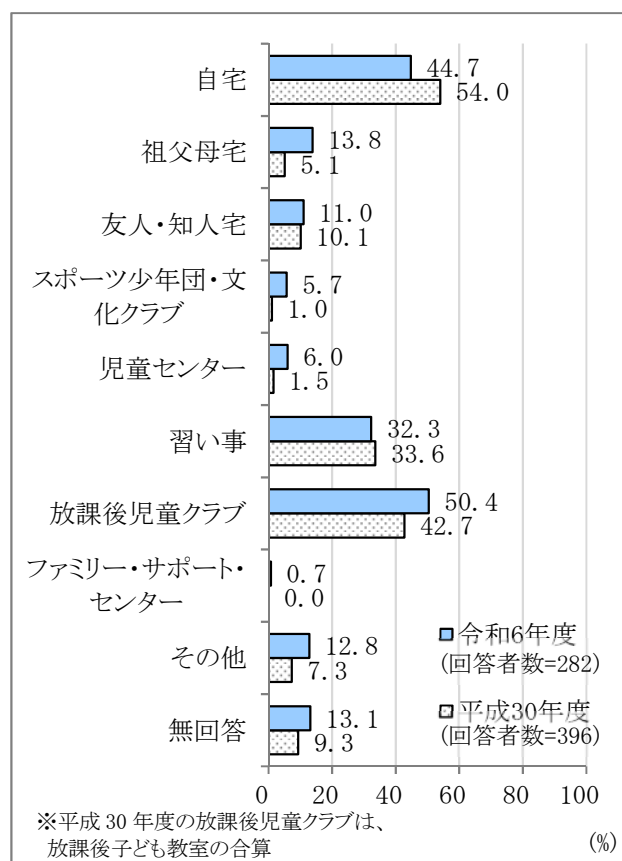
放課後の小学生の過ごさせたい場所は、低学年では「放課後児童クラブ」の割合が50.4%、次いで「自宅」の割合が44.7%となっています。また、高学年では「自宅」の割合が46.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が33.0%となっています。

「放課後児童クラブ」の割合は低学年では50.4%と高くなっていますが、高学年は22.0%となっています。

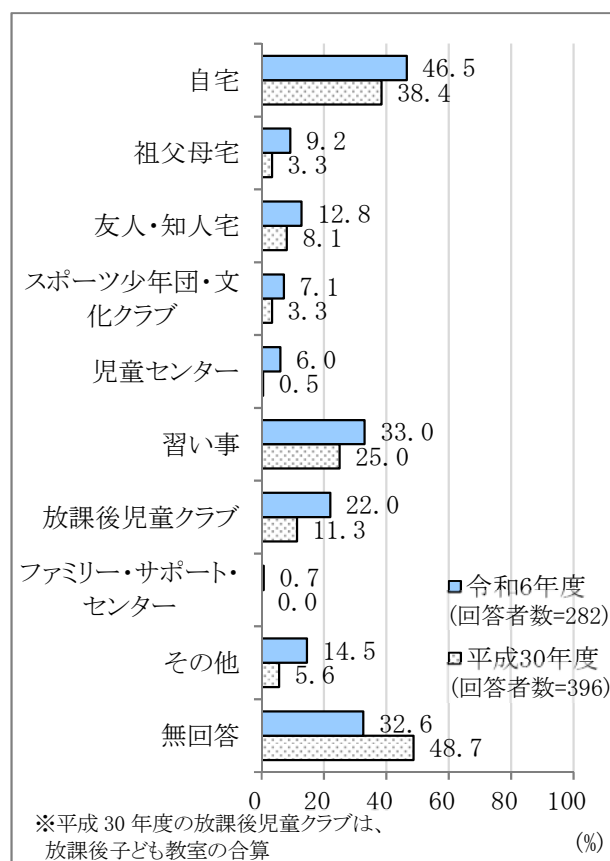
平成30年度調査と比較すると、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

図表 23 放課後の過ごし方について（就学前児童保護者）

低学年(1年～3年)



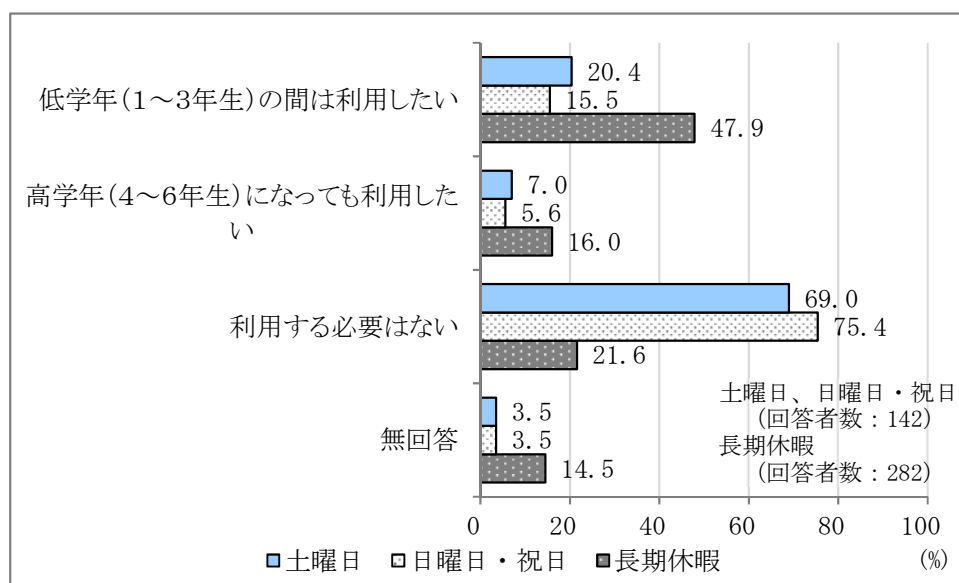
高学年(4年～6年)



放課後児童クラブの利用については、「利用する必要はない」の割合が土曜日では69.0%、日曜日・祝日では75.4%と最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が土曜日では20.4%、日曜日・祝日では15.5%となっています。一方で長期休暇においては「低学年（1～3年生）の間は利用したい」の割合が47.9%で最も高く、次いで「利用する必要はない」の割合が21.6%となっています。

図表 24 放課後児童クラブ等の利用について（就学前児童保護者）

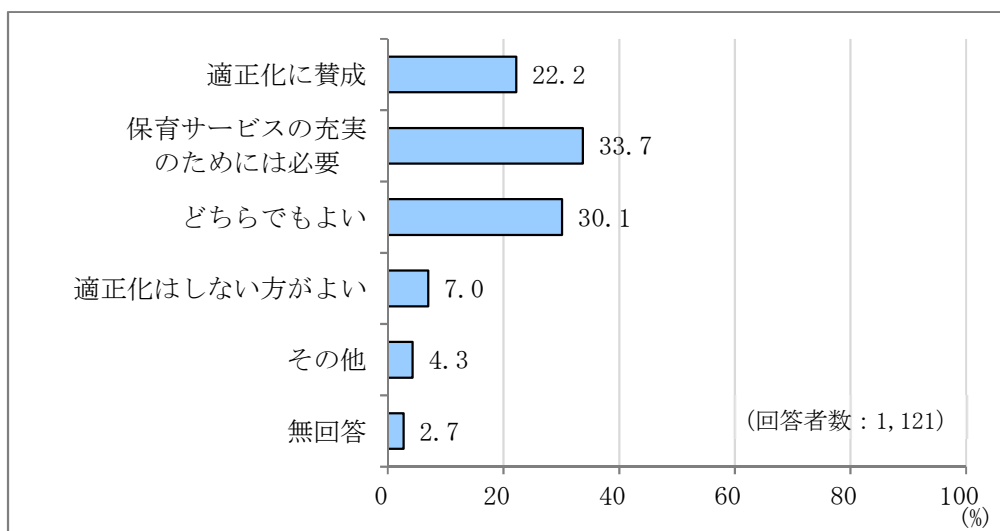
土曜日、日曜日・祝日、長期休暇



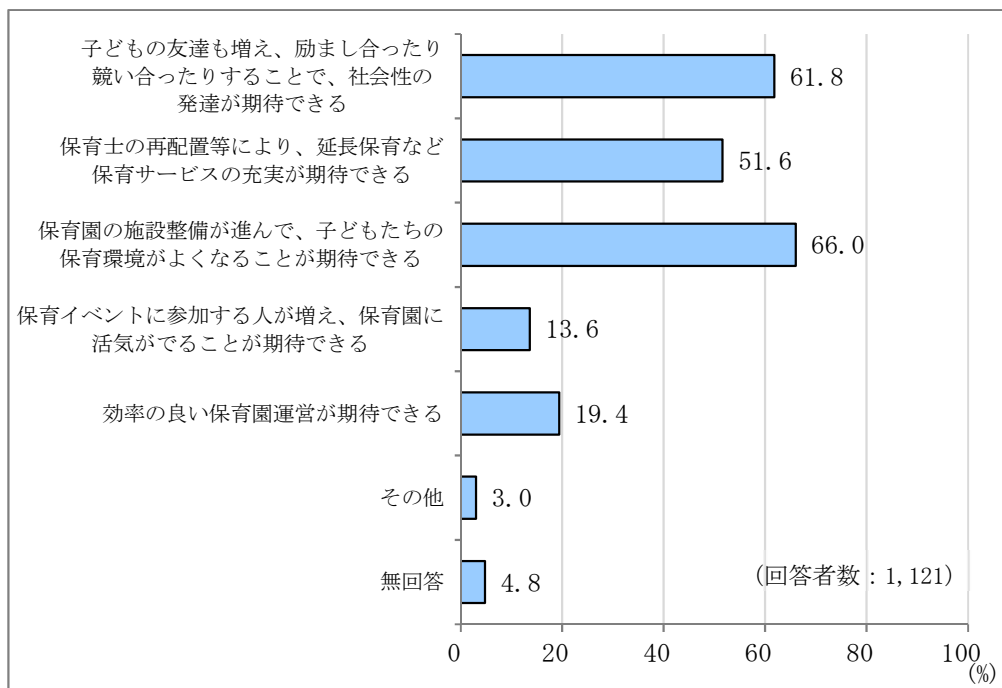
(7) 保育園の適正化について

保育園の適正化については、「適正化に賛成」の割合が22.2%、「保育サービスの充実のためには必要」の割合が33.7%となっています。また、保育園の適正化に期待することについては、「子どもの友達も増え、励まし合ったり競い合ったりすることで、社会性の発達が期待できる」の割合が61.8%、「保育園の施設整備が進んで、子どもたちの保育環境が良くなること」が期待できる」の割合が66.0%となっています。

図表 25 保育園の適正化（園の統廃合）について（就学前児童保護者）



図表 26 保育園の適正化に期待すること（就学前児童保護者）

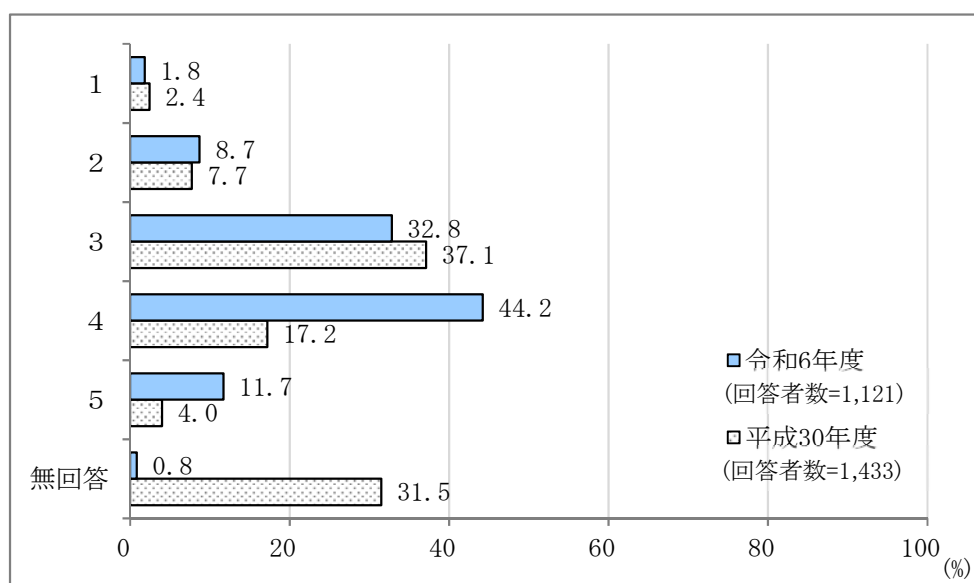


(8) 市の子育ての環境や支援に対する評価

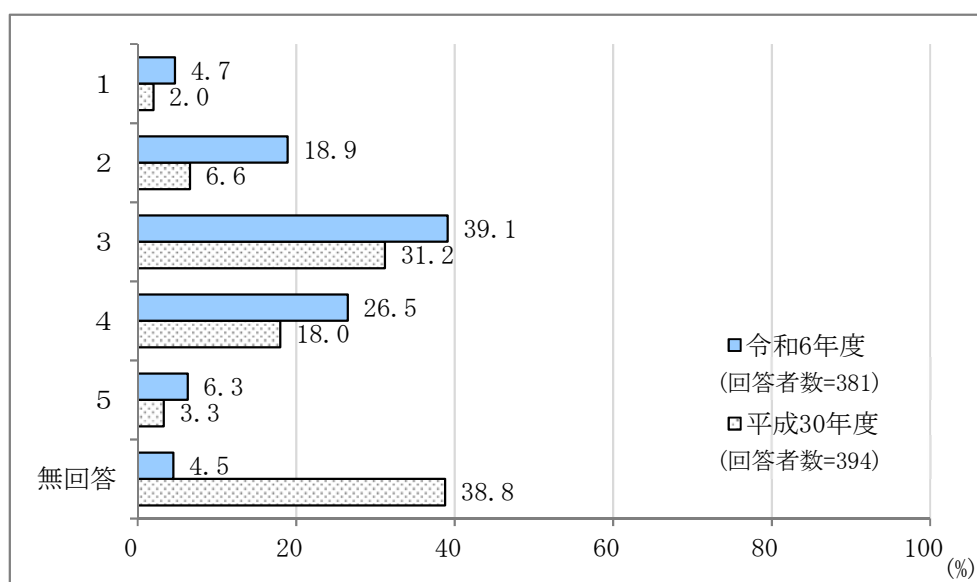
市の子育ての環境や支援に対する評価について、就学前児童の保護者では「4」の割合が44.2%と最も高く、次いで「3」の割合が32.8%となっています。また、小学生の保護者では「3」の割合が39.1%と最も高く、次いで「4」の割合が26.5%となっています。

図表 27 市の子育ての環境や支援に対する評価

就学前 ※ 1（満足度が低い） ← → 5（満足度が高い）



小学生



(1) 事業の実施状況

本市では、基本理念を“子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまちたはら”と定め、すべての子どもが健やかに成長するように支援することを目的として子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。

令和6年度を目標年度とする子育て支援にかかる事業計画を策定し、基本理念の実現に向けて基本目標を定め、この方針に沿って149事業を実施してきました。

(2) 子ども・子育てをめぐる課題と評価

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができるよう、また、家庭での子育ての負担や不安を和らげて喜びを感じながら子育てができるよう行政や地域を始めとした社会全体で支援する体制が必要です。障害、疾病、虐待、貧困、その他の事情によりすべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。本市においても、子どもの減少、障害児の地域支援体制の強化、人材不足についての課題があり、その対応が求められています。

子どもの減少については、地区により減少の状況に違いがあるため、地区の状況に合わせた子育て支援サービスのあり方を考えるとともに、保育所の適正化も含めた検討を進めていく必要があります。

障害児の地域支援体制の整備については、保育所が障害児についても加配保育士を配置して受入れするとともに、令和3年度から田原市児童発達支援センターを設置し、就学前の児童が利用する児童発達支援事業所としてサービスを提供していますが、支援体制の強化を図る必要があります。

人材不足問題については、保育サービスの充実などの働きやすい環境づくりの推進や子どもが社会的・職業的に自立していくための基本となる能力を育てる施策の推進が必要です。

これらの課題を踏まえ、事業の評価、見直しを行い、事業計画を策定します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市の子育て支援の理念（基本理念）

子ども・子育て支援の拡充を進めるにあたっては、子どもたち自身が笑顔で健やかに育っていく環境を整えることが前提条件です。子どもにとって最も良い支援とするための子どもの視点を軸として、教育・保育サービスや子育て支援サービスの内容や体制を充実していくことが必要です。また、子育ての第一義的な責任を保護者が有するという考え方から、“親育ち”の視点からの支援も行い、子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまちづくりを、市民と行政の協働で進めていきます。

このような考え方から、第2期計画に引き続き、基本理念を以下のように定め、基本理念の実現に向けた取組を進めていきます。

基本理念

**子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち
たはら**

2 計画の体系

基本 理念

子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち
たはら

基本的視点

子どもの視点

子どもの個性を尊重し、
健やかに成長すること
ができるための取組

親育ちの視点

保護者が子育てに自信
と責任をもち、喜びや生
きがいを感じて子育て
ができるための取組

子育てしやすい 地域の視点

子どもや子育て世代
が、安心して暮らせる環
境をつくるための取組

基本目標と施策の柱

1 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成
- (5) 地域における人材養成

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 食育の推進
- (4) 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅・居住環境の確保
- (2) 子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

8 子どもの貧困対策の推進

- (1) 教育・学習支援の充実
- (2) 生活の安定や保護者の就労の支援
- (3) 経済的支援の充実

9 子育てに関する意識の高揚

- (1) 少子化、子育てに関する意識啓発の推進

3 基本理念を実現するための基本目標

本計画の基本理念である「子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち たら」を実現するため、以下のように今後5年間において達成を目指すべき基本目標を定め、この方針に従った施策を展開します。

基本目標 1

地域における子育ての支援

すべての子育て家庭への支援を実施・充実していくことが求められており、地域における様々な子育て支援サービスが、総合的に子育て家庭に提供されていく仕組みづくりに取り組みます。

また、公的なサービスのみならず、各種子育てサークル等の活動についても積極的に活動支援を行い、地域全体で子育て家庭を応援することができるまちづくりを進めます。

基本目標 2

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性や乳児、幼児等の健康の確保及び増進を図ることは、子育て支援の充実以前の重要な施策課題です。母子保健の推進に向けて、保健・医療・福祉及び教育の分野間連携を図り、地域において母子保健が充実し、すべての子どもと保護者が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

男女がともに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義について啓発するとともに、子どもたちが健全に成長できるよう、学校教育のみならず、家庭においても適切な教育環境が整備されるよう努めます。

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

子育てしやすいまちを目指すためには、子どもたちや保護者が安心して住み続けられる住まいと、安心して外出できる地域環境が両立していることが必要です。良質な住宅環境の確保を図るとともに、人にやさしいまちづくりを推進し、子どもと子育て家庭の生活環境の整備を進めます。

基本目標 5

職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き家庭の増加や働き方の多様化が進む中で、男女ともに子育てなどの家庭生活の時間を確保することは、子どもの健全育成の視点からも必要不可欠です。企業の理解を促すとともに、市民の男女共同参画意識の醸成を図ります。

基本目標 6

子ども等の安全の確保

子どもたちが安全・安心に過ごせる環境が整っていることは、子育てしやすいまちとなるための必要条件です。子どもたちの交通安全意識の向上、防犯への取組等を進め、安全・安心して過ごすことができる環境整備を図ります。

基本目標 7

要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待やひとり親家庭、障害児とその家庭等、困難を抱える子どもや家庭に対する相談体制を充実するとともに、さまざまな支援策を推進します。専門的な支援ができるよう関係機関と連携するとともに、安心して相談や仲間づくりができるように団体等と協働しながら、支援体制の拡充を図ります。

基本目標 8

子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、環境の整備や教育の機会の確保が求められています。すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるような社会の実現を目指し、子どもの貧困対策に必要な取組を推進していきます。

基本目標 9

子育てに関する意識の高揚

子育て支援は行政だけの課題ではなく、企業や家庭、一人ひとりの市民に共通する課題であるという認識で充実の方向性を考えていく必要があります。子育て支援に関わる情報提供を市民や企業に対して継続的に実施し、地域の一人ひとりが、田原市を子育てしやすいまちにしていくという気概をもつための取組を推進していきます。

第4章 行動計画

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

～柱の考え方～

地域における子育て家庭の孤立化や育児不安の解消等、すべての子育て家庭への支援を行うため、様々な子育て支援のサービスの充実を図ることが必要となっています。

支援が必要な親の家庭等についても適切な子育て支援サービスが提供されるようきめ細かな配慮をするなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
家庭訪問（妊産婦・乳幼児訪問）	妊産婦、乳幼児などを対象に、保健師、助産師などの家庭訪問による保健指導を実施する。	健康課 親子交流館
こんにちは赤ちゃん訪問	子育て安心見守り隊が乳児宅を訪問する。母子保健事業や子育て情報などを提供し、また身近な相談者として子育て中の母親の孤立化を防ぐ。	健康課
スマイル訪問	生後8か月児を対象者に、子育て安心見守り隊が育児用品を届けながら家庭を訪問する。母子保健事業や子育て情報などを提供し、また身近な相談者として子育て中の母親の孤立化を防ぐ。	健康課
子育て世帯（乳児期）訪問支援事業	乳児期の児童を養育する家庭に対し、民間事業者が家事支援サービスを実施して、家事や育児などの負担軽減を図る。	子育て支援課
子育て世帯（要支援）訪問支援事業	家事や育児等に不安及び負担を抱える子育て世帯や妊婦がいる世帯に対し、民間事業者が家事支援サービスを実施して、家事や育児などの負担軽減を図る。	子育て支援課
養育支援訪問事業（短期集中支援型）	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援又は、家事援助を行う。	健康課
養育支援訪問事業（中期支援型）	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また育児相談に応じ児童虐待等の早期発見に努める。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援ルーム (さくらルーム、なのはなルーム、こがめルーム)	3歳までの児童等を対象に、親子遊びを通して親子の関わりを援助したり、子育てに関する相談や子育て情報などを提供したりする。子育て講座等の開催などにより地域の子育て支援活動の推進を図る。	子育て支援課 親子交流館
家庭相談員の配置	家庭における児童の健全育成を図るため、相談員による育成相談及び指導を行う。	子育て支援課
赤ちゃんサロン	子育て安心見守り隊のボランティアに協力してもらい、母親同士の交流を行う。	親子交流館
養育支援事業の訪問員養成及び育成	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援、家事援助等を行うための訪問員の養成及び育成を行う。	健康課
子育て安心見守り隊の養成及び育成	子どもたちや子育てする母親等を地域で応援し、身近な相談者として乳児宅を訪問し、母親同士の交流会をサポートできる人材を養成・育成する。	健康課
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織の事業を行う。	親子交流館
子育て短期支援 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で一定期間養育する。	子育て支援課
放課後児童クラブ	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し市民館、小学校空き教室等において学童保育を行う。	生涯学習課
病児・病後児保育	適当な施設の専用スペース等において、病気中の児童、病気回復期にある児童を一時的に預かる。	子育て支援課
コミュニティバス(ぐるりんバス)の運行	日常生活における地域内・市内市街地への移動手段を確保するため、路線バスを補完するぐるりんバスを運行する。また、子育て支援の一環として、ぐるりんバスの小学生以下運賃を無料とする。	街づくり推進課

(2) 保育サービスの充実

～柱の考え方～

核家族化や少子化が進む一方で、ライフスタイルの多様化により、子育てをとりまく環境は大きく変化しています。女性の社会進出による共働き世帯の増加により、低年齢児の入所希望者の増加や保育等の子育て支援サービスのニーズの多様化など、子育て支援に対する課題は多くなってきています。

また、幼児期は豊かな体験を通じて、多くのものを学ぶ大切な時期です。子どもが自ら健康で、自分らしく生きる力を育むためのサポートとなるような保育サービスを行うことが必要です。保育所の適正化等の推進を図ると共に、公民が連携した保育サービスの質の向上と充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
通常保育	就労などのため家庭で保育をすることができない児童を、保護者に代わって保育を実施する。就労時間に応じて保育標準時間（１１時間）と保育短時間（８時間）に区分し実施する。	子育て支援課
乳児保育	市内の保育園は１歳６か月からの受け入れとしているが、生後１０か月～１歳６か月未満児の保育を実施する。	子育て支援課
早朝保育（延長保育）	家庭の事情により８：３０の開園では不都合な場合に、早朝より受け入れを実施する。	子育て支援課
延長保育	勤務時間等の都合により通常の保育時間にお迎えができないような場合に限り、保育時間を延長する。	子育て支援課
休日保育	保護者が日曜日など休みの日に、一時的に家庭保育が困難となる児童に対し保育を実施する。	子育て支援課
病児・病後児保育 【再掲】	適当な施設の専用スペース等において、病気中の児童、病気回復期にある児童を一時的に預かる。	子育て支援課
一時預かり	保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する。	子育て支援課 親子交流館
障害児保育	心身の発達に障害や課題のある児童で、健常児と集団生活が可能な３歳以上児の保育を実施する。	子育て支援課
預かり保育（幼稚園型）	認定こども園で希望に応じて、教育時間を延長して園児を預かる。	子育て支援課
地域子育て相談機関による相談事業	子育てに関する悩みや疑問などの相談に保育士が対応する。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
田原市保育所・認定こども園合同研修	公立と民間の保育士が、教育・保育について各園が持つスキルを共有するとともに、身近な場所で様々な研修会を開催して研修受講の機会を増やし、保育士の能力の向上を図り保育の資を向上させる環境を整える。	子育て支援課
保育補助者雇上強化事業	民間園に対して、保育士の補助を行う補助者の雇上げ費用の補助を行い、保育士の負担軽減を図ることにより、保育環境の改善を図る。	子育て支援課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

～柱の考え方～

近年、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、人々の意識やライフスタイルが変化し、地域とのつながりも希薄になっています。

子育ての不安や孤立を防ぐため、子育て中の親子が地域で交流できる仕組みなどの子育て支援サービスのネットワークづくりが必要です。地域で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援サービス等の十分な周知、情報提供、意識啓発を行っていきます。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援団体の情報提供	地域において子育て支援を行っている団体（NPOなど）の情報を収集し、その情報を提供する。	子育て支援課 親子交流館
子育て支援総合ガイドブックの発行	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成し、関係機関、希望者等に配布する。	子育て支援課
情報誌等の発行	生涯学習情報誌、健幸カレンダー、広報誌、ホームページなどにより情報を提供する。	生涯学習課 健康課 広報秘書課 親子交流館
子育て支援関係者交流会	地域全体で子育て世代を支援する体制をつくることで、母子が孤立せず、子育てしやすい環境を構築するための交流会を開催する。子育て支援関係機関、行政関係課がお互いの役割を確認しあい、ネットワーク強化を図る。	親子交流館
地域子育て支援ルーム（さくらルーム、なのはなルーム、こがめルーム）【再掲】	3歳までの児童等を対象に、親子遊びを通して親子の関わりを援助したり、子育てに関する相談や子育て情報などを提供したりする。子育て講座等の開催などにより地域の子育て支援活動の推進を図る。	子育て支援課 親子交流館
利用者支援事業	地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て世代の市民に身近な場所で情報提供と相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。	子育て支援課 親子交流館 健康課

(4) 子どもの健全育成

～柱の考え方～

遊びを通しての仲間づくりや社会のルールを守る意識づくりが大切であり、地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる居場所をつくることが重要です。

子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図るため、児童センター（児童館）等の子どもの居場所を提供するとともに、放課後児童クラブの継続、拡充及び一体型の推進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
児童センター（児童館）	子どもの健全な遊びや世代を超えた交流の場を提供し、子どもたちの健やかな成長を支援する。	子育て支援課
青少年健全育成推進協議会	青少年の健全育成の実践活動を充実させるため、活動方針の検討や連絡調整を実施する。	生涯学習課
青少年問題協議会	青少年の健全育成を図るため、関係機関団体との連絡調整を実施し、青少年健全育成に関する総合的施策に必要な重要事項を審議する。	生涯学習課
青少年健全育成推進員の設置	青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。	生涯学習課
児童手当（国）	家庭における生活の安定や次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、18歳以下の児童を養育する保護者等に児童手当を支給する。	子育て支援課
スポーツ少年団育成補助	スポーツ少年団本部の活動事業を助成し、自主的・積極的な団体活動を促進する。	スポーツ課
スポーツ少年団指導者育成	スポーツ少年団の新規の指導者及び継続指導者を育成する。	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、多世代・多種目・多志向の地域により自主的・主体的に運営される組織の創設・育成を支援する。	スポーツ課
児童生徒文化体験教室	児童生徒の文化芸術活動の体験学習を推進する。	生涯学習課
放課後児童クラブ【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し市民館、小学校空き教室等において学童保育を行う。	生涯学習課
放課後子ども教室・児童クラブ一体型教室	放課後子ども教室と児童クラブを同一の活動場所において、一体的に活動する教室を実施する。	生涯学習課
子ども・若者支援地域協議会	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行う。子ども・若者総合相談窓口を開設し適切な支援機関につなげる。	生涯学習課

(5) 地域における人材養成

～柱の考え方～

子育て支援の拡充を進めていくためには、保育所やこども園等における子育て支援や行政の取組だけでなく、育児経験の豊かな方や高齢者など、多様な主体が参画していくことが必要不可欠です。

子育ての担い手となる地域人材の発掘や育成を行い、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整え、地域のニーズに応じた子育て支援の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て安心見守り隊の養成及び育成【再掲】	子どもたちや子育てする母親等を地域で応援し、身近な相談者として乳児宅を訪問し、母親同士の交流会をサポートできる人材を養成・育成する。	健康課
養育支援事業の訪問員養成及び育成【再掲】	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援、家事援助等を行うための訪問員の養成及び育成を行う。	健康課 子育て支援課
地域子育て支援団体の情報提供【再掲】	地域において子育て支援を行っている団体（NPOなど）の情報を収集し、その情報を提供する。	子育て支援課 親子交流館
ファミリー・サポート・センター【再掲】	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織の事業を行う。	親子交流館

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

～柱の考え方～

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要です。

こども家庭センターにおいて、妊娠期からの母子の健康保持増進に関する包括的な支援を行うため、各種相談事業や妊産婦・乳幼児健診の実施、予防接種の推進、各種保健事業等、関係機関と連携をとりながら、地域のニーズに合った総合的な母子保健サービスの充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
特定不妊治療等支援事業	少子化対策の次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済負担を軽減するため、高度な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に対して、一部を助成する。	健康課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を随時交付し、ママサポーターが個別に情報提供を行うほか、保健指導や相談支援を実施することで、顔の見える関係づくりを行う。	親子交流館
周産期医療機関との連携による母子支援	周産期医療機関との連携会議及び医療機関保健機関連絡票や電話連絡など保健医療の連携による母子支援を実施する。	親子交流館 健康課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う。	親子交流館 健康課
妊婦健康診査	妊娠中の自己管理のため、妊娠期間に公費で健診を受けられる受診券交付を実施する。	健康課
妊産婦歯科健康診査	市内歯科医療機関において、妊産婦への歯周疾患検診や歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。	健康課
産婦健康診査	産後の自己管理のため、出産後8週以内に公費で健診を受けられる受診券交付を実施する。	健康課
よい子の歯みがき運動	6歳臼歯の保護育成の重要性を伝え、歯の健康づくりに対する意識を高め家庭における口腔の健康管理の充実に努める。	健康課
歯の健康フェスティバル	市内在住の方を対象に、歯科健診及び相談、教育等を実施する。	健康課

事業名	事業内容	担当課
喫煙する妊産婦及び家庭の支援事業	喫煙する妊産婦及び家族に対し、母子健康手帳交付時及び訪問などにおいて禁煙を支援し、妊娠出産リスクと子どもへのタバコによる害を軽減する。また、地域住民への受動喫煙防止を啓発する。	親子交流館 健康課
情報誌等の発行【再掲】	生涯学習情報誌、健幸カレンダー、広報誌、ホームページなどにより情報を提供する。	生涯学習課 健康課 広報秘書課 親子交流館
家庭訪問（妊産婦・乳幼児訪問）【再掲】	妊産婦、乳幼児などを対象に、保健師、助産師などの家庭訪問による保健指導を実施する。	親子交流館 健康課
パパのための出産準備クラス	妊婦と初めてパパになる夫（パートナー）を対象に、育児体験等妊娠・出産・産後の生活や保育についての知識の普及を図る。また妊娠中からの仲間づくりを行う。	親子交流館
産前・産後サポート事業	妊産婦を対象に、おっぱいクラスの開催、母乳相談を実施し、妊娠中から出産後の相談、支援、仲間づくりを行う。	親子交流館
産後ケア事業	産後1年以内の母子で希望するすべての者に対し、指定産科病院・助産院において、助産師による心身のケア・育児サポート等を行う。	親子交流館
こんにちは赤ちゃん訪問【再掲】	子育て安心見守り隊が乳児宅を出産のお祝いの品を持って訪問する。母子保健事業や子育て情報などを提供し、また身近な相談者として子育て中の母親の孤立化を防ぐ。	健康課
養育支援訪問事業（短期集中支援型）【再掲】	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援又は、家事援助を行う。	健康課
養育支援訪問事業（中期支援型）【再掲】	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また育児相談に応じ児童虐待等の早期発見に努める。	子育て支援課
妊娠・出産・子育て総合相談窓口の運営	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的として、対面だけでなく電話・オンラインを通じ、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な支援を行う。	親子交流館
育児相談	保護者の育児上の不安や悩みに対して、栄養士や助産師、保健師、歯科衛生士などの専門職により、妊産婦や保護者、子どもの発達状態に応じた保健指導を実施する。	健康課
乳幼児健康診査	乳児健診について母子健康手帳交付時に乳児健康診査受診券を交付し、1か月児と8～10か月児を目安に健診の受診を促進する。4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳6か月児健診を集団健診にて実施する。	健康課
幼児歯科健康診査	1歳児・1歳6か月児・2歳児・3歳6か月児健診時に歯科健診を実施する。	健康課

事業名	事業内容	担当課
予防接種	乳幼児を対象にヒブ、肺炎球菌、5種混合、B型肝炎、ポリオ、BCG、MR、麻しん、風しん、日本脳炎、水痘、ロタの個別接種を実施する。児童生徒を対象に日本脳炎、2種混合、HPVの個別接種を実施する。	健康課
フッ化物洗口事業	保育園年長児、小学生及び中学生の希望者を対象にフッ化物の洗口を実施する。	健康課
新生児聴覚検査	妊娠届をされた方を対象に新生児聴覚検査受診券を交付し、生後4週までに新生児聴覚検査の受診を促進する。	健康課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

～柱の考え方～

近年、十代の自殺、不健康やせ、ひきこもり、不登校等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実や性感染症の増加、薬物乱用、飲酒・喫煙等についての未然防止や早期発見が必要となってきました。学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期における課題は、次世代の心身の健康に様々な影響を及ぼす課題でもあります。

学校等へ専門家を配置するとともに、保健や地域等の関係者が連携して子どもを育む環境を整え、児童生徒及び保護者に対してもきめ細やかな相談対応、指導に努めます。

事業名	事業内容	担当課
薬物乱用防止の啓発	児童・生徒の健全育成のため、薬物乱用防止に向けて啓発活動を行う。	学校教育課
学習指導員の配置	小学校児童の学習や生活の支援を行う。	学校教育課
教育支援ルーム	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。	学校教育課
教育相談室	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、学校、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。	学校教育課
子ども・若者支援地域協議会【再掲】	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行う。子ども・若者総合相談窓口を開設し適切な支援機関につなげる。	生涯学習課
健康教育	小・中学校の学校保健委員会や授業等において、「命の大切さ」「命の誕生」「妊孕力（妊娠・出産する力）」「妊婦体験」「喫煙防止」など、さまざまな思春期の問題について健康教育を行う。	健康課

(3) 食育の推進

～柱の考え方～

食育は、子どもたちの健やかな成長と生涯にわたって健康で活力ある生活をおくるための基礎となるものです。正しい食の知識を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育む取組や、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着、食を通じての家族の絆の醸成と家庭づくりへの取組が必要です。

本市は、食への関心を高めるために、親子料理教室の実施や保育園・認定こども園・小学校での食の体験等を通じ食育を推進し、普及啓発に努めます。また、地域意識の向上も含め、地産地消を推進します。

事業名	事業内容	担当課
離乳食教室前期	母乳から固形食栄養への移行に必要なそしゃく能力や味覚形成の基礎を作る離乳食の知識を習得させるため、離乳食講習を実施する。	健康課
離乳食教室後期	月齢が進むと、離乳食の回数が増えて離乳食から栄養をとる割合も増すため、食事の栄養バランスが必要になる。8～11か月の乳児を対象に離乳食教室を開催する。	健康課
親子料理教室	小学生とその保護者を対象に、講話、調理実習などを実施する。	健康課
食の体験(栽培・調理)	保育園や小学校で季節の野菜などを栽培したり、収穫したものをみんなで食べたりして、食への関心を深める。	子育て支援課 学校教育課
食育の普及・啓発	一般市民を対象に、食育講演会及び野菜ソムリエと連携した親子体験食農イベントなどを開催し、食と農への関心を深める。	農政課
母子栄養強化事業	妊産婦及び乳幼児の栄養強化が必要な者に対し、牛乳又は粉ミルクの支給を行う。	健康課
給食センター運営	給食センターにおいて、見学コースや体験コーナー等を利用して、見学・試食を実施し食育を推進する。また、地元生産者団体等と連携し、地元食材を活用した地産地消を推進する。	教育総務課

(4) 小児医療の充実

～柱の考え方～

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを推進するうえで、小児医療体制を充実させることは重要です。専門医が少ない中、病気の診断や治療のみならず、子どもの発達状態の確認や子育て相談等、地域で小さいころからよく知るかかりつけ医を持つことで、安心にもつながります。

本市は、かかりつけ医を持つことの普及啓発、子ども医療費の助成の継続に努めます。

事業名	事業内容	担当課
かかりつけ医を持つ啓発活動	乳幼児健診において自己管理とかかりつけ医を持つための啓発活動を実施する。	健康課
小児救急電話相談の周知及び医療機関のかかり方について啓発	新生児訪問及び乳幼児健診等において、小児救急電話相談(＃８０００)の周知及び病気のときの医療機関へのかかり方について啓発する。	健康課
パパママ普通救命講習会	保護者を対象に、子どもの事故防止について知識の普及や環境整備、救命方法について講義と実技を行い、救命技術を習得する。	消防課 健康課
子ども医療費の助成	１８歳になる年の年度末までの者を対象に医療費の自己負担分について助成する。	保険年金課

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

～柱の考え方～

少子化、核家族化の影響で、数少ない兄弟姉妹の中で育ち、子ども同士が集団で過ごす機会が減少してきており、人間関係を構築する力が弱くなってきています。次代の親を育成する上では、将来、社会的に自立して家庭を築き、子どもを生み育てるという喜びを伝えていくことが必要です。

子どもが自分で考え、主体的に判断し、行動し、他人と協調できる力を育むため、学校・家庭・地域での教育環境の整備を含め、社会性を学習する場の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
赤ちゃんふれあい体験学習	小中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を実施し、命の大切さや自己肯定感を高める。赤ちゃんへの接し方や命について事前学習する。	健康課 学校教育課
中学生職場体験	中学生が地域の事業所等に出向き、職場での勤労体験を実施し、働くことの意義やすばらしさについて学習する。	学校教育課
健康教育【再掲】	小・中学校の学校保健委員会や授業等において、「命の大切さ」「命の誕生」「妊孕力（妊娠・出産する力）」「妊婦体験」「喫煙防止」など、さまざまな思春期の問題について健康教育を行う。	健康課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

～柱の考え方～

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成が大切です。次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学校の教育環境等の整備に努めることが必要です。

本市は、学校教育、幼児教育の充実に努めるとともに、体験や交流を通し、生きる力の育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課
就学前保育・教育の充実	乳幼児期にふさわしい遊びや体験を通して生活や学びの基礎を培い、学童期に連続していくよう内容を充実する。	子育て支援課
少人数指導等非常勤講師の配置	少人数指導により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図る。	学校教育課
家庭教育講演会	小・中学校で講演会を開催し、家庭教育推進の意欲向上を図る。	生涯学習課
学習指導員の配置【再掲】	小学校児童の学習や生活の支援を行う。	学校教育課
教育支援ルーム【再掲】	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。	学校教育課
教育相談室【再掲】	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、学校、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな相談、指導、助言を行う。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	子どもを取り巻く環境（家庭環境）など、困難な問題に対応し、子どもが安心して学習できる環境を整える。	学校教育課
幼児期家庭教育の推進	幼児教室等の開催により、幼児を持つ親を対象に、発達段階をおさえた子育ての課題に取り組む。	生涯学習課
学校・家庭・地域連携による共育事業	地域との連携による学校支援体制を構築し、キャリア教育や体験学習の充実を図る。学校・家庭・地域が連携して子どもたちの生きる力や豊かな心を育てていく地域教育力の向上を図る。	学校教育課
コミュニティスクールの活用	保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図り、社会総がかりで子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の推進を図る。	学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

～柱の考え方～

学校・家庭・地域がそれぞれの立場の違いによって考え方や役割が違ふことを知り、協働と連携の必要性について共通認識して子どもを育てていくことが必要です。

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する相談や教室等、保護者に対して学習機会を提供し、家庭の教育力の向上に努めます。また、地域が学校を支える体制づくりや地域の資源を活かした多様な体験活動の提供など、地域教育力の向上につながる取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
学校・家庭・地域連携による共育事業【再掲】	地域との連携による学校支援体制を構築し、キャリア教育や体験学習の充実を図る。学校・家庭・地域が連携して子どもたちの生きる力や豊かな心を育てていく地域教育力の向上を図る。	学校教育課
幼児期家庭教育の推進【再掲】	幼児教室等の開催により、幼児を持つ親を対象に、発達段階をおさえた子育ての課題に取り組む。	生涯学習課
子育て支援地域連携事業	地域や子育て支援団体との連携により、多世代交流や多様な活動の場の提供に取り組み、地域で子どもを育てる気運を高める。	子育て支援課
家庭教育講演会【再掲】	小・中学校で講演会を開催し、家庭教育推進の意欲向上を図る。	生涯学習課
子ども食堂の運営協力	地域のひとり親世帯や共働き世帯で子どもだけで過ごすことが多くなりがちな子どもたちの居場所を提供するとともに、地域との繋がりを作って社会的な孤立を防止する子ども食堂の運営に協力する。	子育て支援課
健康教育【再掲】	小・中学校の学校保健委員会や授業等において、「命の大切さ」「命の誕生」「妊孕力（妊娠・出産する力）」「妊婦体験」「喫煙防止」など、さまざまな思春期の問題について健康教育を行う。	健康課
家庭相談員の配置【再掲】	家庭における児童の健全育成を図るため、相談員による育成相談及び指導を行う。	子育て支援課
青少年健全育成推進員の設置【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。	生涯学習課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

～柱の考え方～

テレビ、インターネットをはじめ、様々な情報が身近なところで手軽に入手できる環境にあり、また、スマートフォンの普及とともに長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。

青少年健全育成推進協議会などが中心となって、地域住民や関係機関・団体との連携強化による青少年の安全・安心な生活や保護者に対する普及啓発を推進します。

事業名	事業内容	担当課
青少年健全育成推進協議会【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させるため、活動方針の検討や連絡調整を実施する。	生涯学習課
青少年健全育成推進員の設置【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。	生涯学習課

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅・居住環境の確保

～柱の考え方～

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるような住環境が必要です。

子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、民間賃貸住宅との役割分担を明確にし、定住促進に向けた良質な住宅に関する情報提供も必要です。

子育て世代の定住に向けた住宅供給を促進します。また、公共施設においては、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や授乳室の設置、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等の理解を深める取組など、良好な居住環境の確保の推進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
市営住宅の居住環境の維持・向上	市営住宅の需要に応じた施設配置のあり方を検討し、必要に応じて整備を行うとともに、既存住宅の長寿命化や修繕に努める。	建築課
親子交流館(すくっと)の運営	妊娠期からの子育て支援サービスを提供するための相談窓口、子育て世代の親子が安心して遊べる大型遊具や交流スペース、一時預かりルーム、授乳室等が設置されている施設を運営する。	親子交流館

(2) 子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進

～柱の考え方～

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる快適な生活環境を整備する必要があります。

人にやさしい街づくりの推進による公共施設等のハード面におけるバリアフリー化の継続や、妊産婦等への理解を深めるソフト面でのバリアフリー化に努め、子どもと子育て家庭が快適に過ごせるまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
人にやさしい街づくりの推進	すべての住民が地域で暮らし続けることができるようハード・ソフト両面からバリアフリーのまちづくりを推進する。	各施設担当課
公共・民間施設等における受動喫煙防止対策の推進	受動喫煙防止についての知識普及・啓発及び受動喫煙防止対策を推進する。	健康課
コミュニティバス（ぐるりんバス）の運行【再掲】	日常生活における地域内・市内市街地への移動手段を確保するため、路線バスを補完するぐるりんバスを運行する。また、子育て支援の一環として、ぐるりんバスの小学生以下運賃を無料とする。	街づくり推進課
公園・広場の整備・点検	子どもが安心して遊べる場として、公園や広場を整備（遊具の点検修理等を含む）し、住みやすい住環境を整える。	子育て支援課 維持管理課 農政課・地域課 生涯学習課 街づくり推進課

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

～柱の考え方～

近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和の実現については、国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を求め、労働時間の短縮に向けた活動を促進し、市民に対してはワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
企業との連携による次世代育成支援対策の推進	「行動計画」を策定している企業等を含めて互いに連携し、次世代育成支援対策を推進する。	子育て支援課
男女共同参画の啓発	男女が、性別に関係なく個性と能力が発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、市民等に男女共同参画社会についての考えを広く周知し、意識啓発を図る。	企画課

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

～柱の考え方～

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度、保育サービスの充実などにより、共働きの子育て家庭が増えています。また、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。このため、ニーズを踏まえた保育サービスの提供体制を整備する必要があります。

本市は、保育サービス及び放課後児童クラブの拡充や公立保育園の保育標準時間対応園を増やすなど、多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
通常保育【再掲】	就労などのため家庭で保育をすることができない児童を、保護者に代わって保育を実施する。就労時間に応じて保育標準時間（１１時間）と保育短時間（８時間）に区分し実施する。	子育て支援課
乳児保育【再掲】	市内の保育園は１歳６か月からの受け入れとしているが、生後１０か月～１歳６か月未満児の保育を実施する。	子育て支援課
早朝保育（延長保育）【再掲】	家庭の事情により８：３０の開園では不都合な場合に、早朝より受け入れを実施する。	子育て支援課
延長保育【再掲】	勤務時間等の都合により通常の保育時間にお迎えができないような場合に限り、保育時間を延長する。	子育て支援課
休日保育【再掲】	保護者が日曜日など休みの日に、一時的に家庭保育が困難となる児童に対し保育を実施する。	子育て支援課
病児・病後児保育【再掲】	適当な施設の専用スペース等において、病気中の児童、病気回復期にある児童を一時的に預かる。	子育て支援課
一時預かり【再掲】	保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する。	子育て支援課 親子交流館
預かり保育（幼稚園型）【再掲】	認定こども園で希望に応じて、教育時間を延長して園児を預かる。	子育て支援課
障害児保育【再掲】	心身の発達に障害や課題のある児童で、健常児と集団生活が可能な３歳以上児の保育を実施する。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター【再掲】	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織の事業を行う。	親子交流館
放課後児童クラブ【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し市民館、小学校空き教室等において学童保育を行う。	生涯学習課

事業名	事業内容	担当課
子育て短期支援（ショートステイ）【再掲】	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で一定期間養育する。	子育て支援課
男女共同参画の啓発【再掲】	男女が、性別に関係なく個性と能力が発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、市民等に男女共同参画社会についての考えを広く周知し、意識啓発を図る。	企画課

6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

～柱の考え方～

近年、子どもが巻き込まれる重大事故が発生するなど、子どもの安全確保についての早急な対応が求められています。子どもの安全を守るには、警察、保育所、学校等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育に力を入れるとともに、子どもたちが安全に通行できる道路環境の整備が重要であり、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

交通安全教室における園児対象の交通安全教育や地域における通学時の交通安全指導に努めます。また、関係機関・団体と連携を図り子どもの安全確保についての取組を充実していきます。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室	保育園・認定こども園単位で園児を対象に、市交通公園で交通安全教室を開催する。	総務課
交通安全指導	交通死亡事故ゼロの日、交通安全運動期間等における通学時の街頭指導を推進する。	総務課
未就学児の集団で移動する経路の安全点検	未就学児等の通園や散歩などで日常的に利用する地区道の安全確保についての点検を行う。	子育て支援課 維持管理課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

～柱の考え方～

ライフスタイルの多様化などに伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下により、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。子どもを犯罪等の被害から守るため、市民に犯罪等に関する情報提供や学校関係者やボランティア等の関係機関・団体との連携が必要です。

青少年健全育成推進員を設置するとともに、防犯ボランティア活動を推進し、防犯に関する意識啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
防犯ボランティア活動	保育園・認定こども園・小学校・中学校での安全指導や児童生徒の登下校時の巡回による安全確保のためのボランティア活動の支援を行う。	生涯学習課 総務課
青少年健全育成推進員の設置【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。	生涯学習課
薬物乱用防止の啓発【再掲】	児童・生徒の健全育成のため、薬物乱用防止に向けて啓発活動を行う。	学校教育課
安心・安全ほっとメール（防犯情報）	児童・生徒を対象とした不審者情報を広く関係者に周知するため、メールで情報発信する。	学校教育課 総務課

7 要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

～柱の考え方～

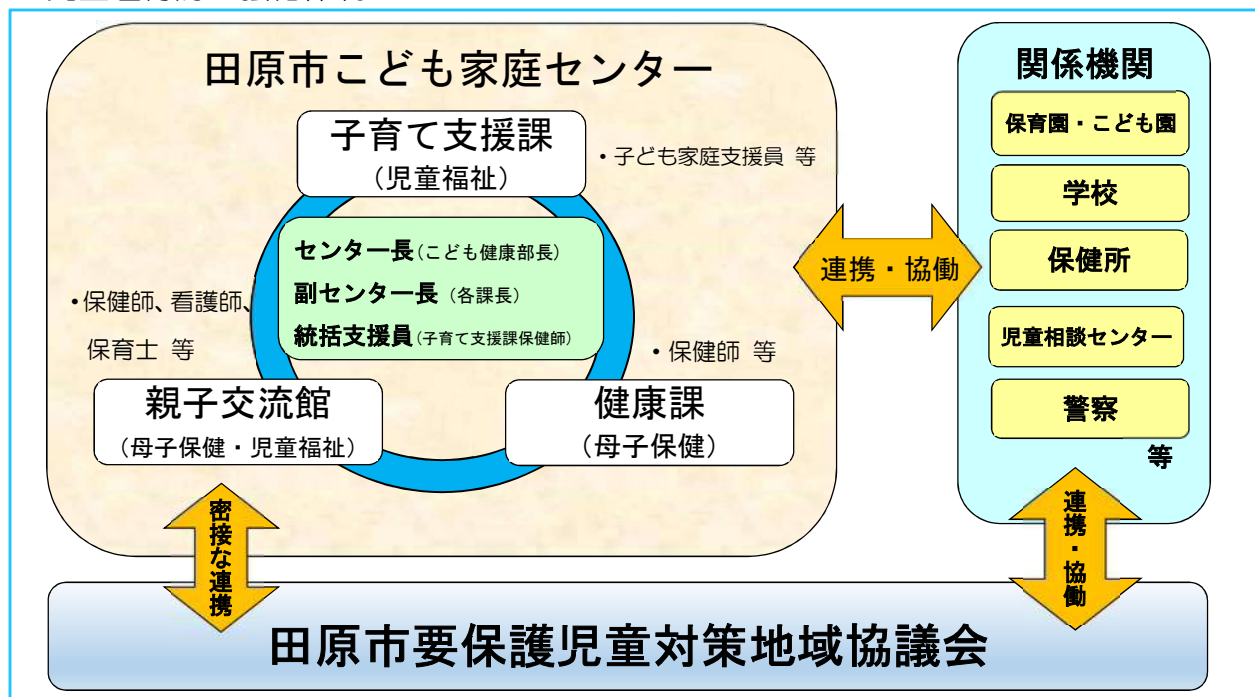
昨今の虐待相談件数の急増や虐待事件の発生などから、児童虐待防止対策の更なる強化のため児童虐待防止法・児童福祉法が改正されました。体罰の禁止や体罰によらない子育て等の推進や児童虐待の発生予防・早期発見、虐待発生時の迅速・的確な対応が重要になっています。

こども家庭センターにおいて、子育てに関する相談や支援が必要な家庭を訪問して、指導や助言、相談等を行うことにより、子育てに不安を抱える保護者を支援する取組を推進します。さらに関係機関との連絡調整を行い、家庭の実態把握に努めるとともに、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を行うための体制整備・充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
田原市要保護児童対策地域協議会の設置	田原市要保護児童対策地域協議会における関係各課、機関との連携、情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を行う。	子育て支援課
田原市こども家庭センターの設置	すべての妊産婦、こども、子育て世帯等に対し、各課が連携して、子育て等に不安や悩み、困難を抱える家庭等の相談支援を行う。	子育て支援課 親子交流館 健康課
妊娠・出産・子育て総合相談窓口の運営【再掲】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的として、対面だけでなく電話・オンラインを通じ、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な支援を行う。	親子交流館
ウェルカム田原市子育て応援訪問	転入した子育て世代を訪問し、子育てに関する相談窓口や子育てサービスなどの情報提供を行うことにより、安心して子育てができるよう支援する。	親子交流館
妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊婦等に対して面談等を行い、状況等の把握、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う。	親子交流館 健康課
主任児童委員、民生児童委員との連携	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生児童委員と積極的に連携するとともに、オレンジリボンキャンペーンなど啓発活動を行う。	子育て支援課
児童虐待防止研修会	児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備と支援者の資質の向上を図ることを目的とした研修会を開催する。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯（要支援）訪問支援事業【再掲】	家事や育児等に不安及び負担を抱える子育て世帯や妊婦がいる世帯に対し、民間事業者が家事支援サービスを実施して、家事や育児などの負担軽減を図る。	子育て支援課
養育支援訪問事業（短期集中支援型）【再掲】	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援又は、家事援助を行う。	健康課
養育支援訪問事業（中期支援型）【再掲】	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また育児相談に応じ児童虐待等の早期発見に努める。	子育て支援課
ペアレントプログラム普及推進事業	子どもの個性に合った育て方を学び、楽しい親子関係作りのプログラムの普及を図る。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	子どもを取り巻く環境（家庭環境）など、困難な問題に対応し、子どもが安心して学習できる環境を整える。	学校教育課
スーパーバイザーの配置	専門的技術的助言や指導等を行うスーパーバイザーを配置し、児童虐待防止対策の体制整備と相談員及び関係者の資質向上を図る。	子育て支援課
子育て短期支援（ショートステイ）【再掲】	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で一定期間養育する。	子育て支援課
一時預かり【再掲】	保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する。	子育て支援課 親子交流館
ファミリー・サポート・センター【再掲】	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助し合う会員組織の事業を行う。	親子交流館

●児童虐待防止強化体制



(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

～柱の考え方～

離婚の増加などにより、母子・父子などひとり親家庭は増加傾向にあります。これらの世帯は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態になりやすく、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースは少なくありません。

ひとり親家庭に対し、就業支援や医療費の助成など、引き続き経済的支援に努めます。ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して適切な対応ができるよう、相談、支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
母子家庭等医療費の助成	18歳以下の子どもを扶養する母子・父子家庭及び父母のない18歳以下の子どもを対象に、子どもが18歳になる年の年度末まで医療費の自己負担分について助成する。	保険年金課
遺児手当（県・市）	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を図るため、18歳以下の児童を養育する保護者等に児童が18歳になる年の年度末まで県及び市遺児手当を支給する。	子育て支援課
児童扶養手当（国）	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を図るため、18歳以下の児童を養育する保護者等に児童が18歳になる年の年度末まで児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等の就業支援	ひとり親家庭等の雇用の安定と就職の促進のため、ひとり親家庭等自立支援給付金を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援	ひとり親家庭等の親が疾病等により、一時的に家事、保育等の日常生活に支障が生じた場合に支援サービスを実施する。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子家庭の自立に関する諸問題について支援員を配置し、相談・助言・指導を行う。	子育て支援課

(3) 障害児施策の充実

～柱の考え方～

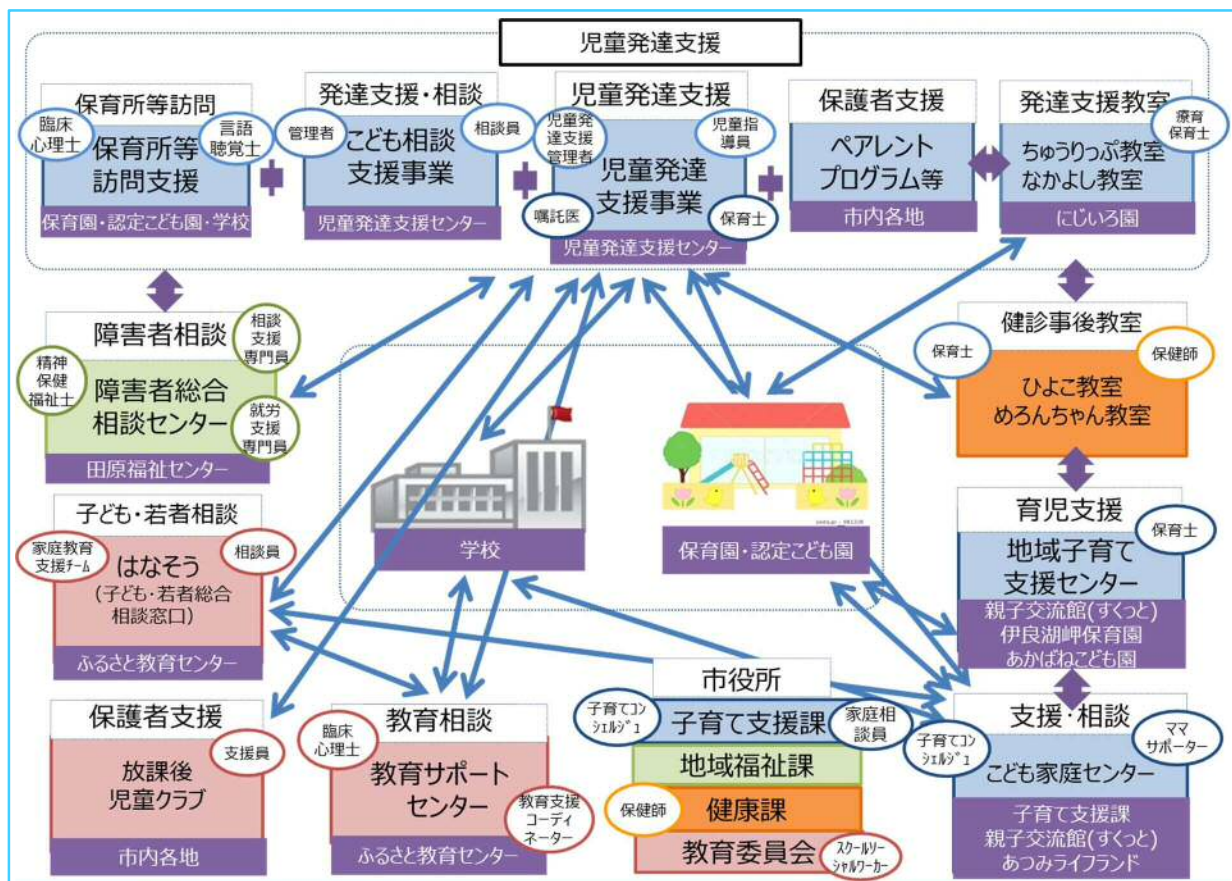
子どもの障害や発達の課題を早期に発見・把握し、円滑に療育へつなげていくことが重要です。また、障害児の健全な発達を支援し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域で保育・教育の支援を受け、共に成長できる地域支援体制づくりが必要です。関連機関との連携や、サービスの充実に併せ、保護者に対する育児相談の推進等、家族への支援も行うことが必要です。

子どもの状況に応じた支援やその保護者に対する相談事業の実施、障害者総合支援法等に基づく福祉サービスと連携した子育て支援の充実に努めます。障害や発達に課題のある子どもへの幼児期から成人期までの一貫した相談機能の確保や、発達相談の機能・体制を充実させるとともに、幼保こ小中高特の連携体制の構築など、支援体制の充実を図ります。また、児童発達支援センターの充実を図り、地域支援体制の強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
発達、療育相談（子どもの心の健康相談）	就学前の児童とその保護者を対象に子どもの心の成長発達に対する相談を行う。	健康課
ひよこ教室・めろんちゃん教室（健診事後指導教室）	対象児と保護者が遊びを通じて触れ合うことにより、良好な親子関係を築き、児の発達を促す。臨床心理士や言語聴覚士などの専門的な個別相談も実施している。（1歳6か月～2歳6か月児対象）	健康課
ちゅうりっぷ教室（発達支援）	心身の発達支援が必要である児童に対し、就園に向けて社会生活適応能力と基本生活習慣の自立促進を図る。保護者の育児能力を高め、家庭における療育の質の向上を図る。（2歳6か月～就園前児等対象）	子育て支援課
なかよし教室（発達支援）	心身の発達に課題のある児童に対し、集団療育による社会生活適応能力と基本生活習慣の自立促進を図る。保護者の育児能力を高め、家庭における療育の質の向上を図る。（就園児対象）	子育て支援課
障害児保育【再掲】	心身の発達に障害や課題のある児童で、健常児と集団生活が可能な3歳以上児の保育を実施する。	子育て支援課
特別児童扶養手当（国）	障害のある児童の福祉の増進を図るため、障害を有する20歳未満の児童を監護・養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給する。	地域福祉課
身体障害児への補装具の給付	身体の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）する。	地域福祉課

事業名	事業内容	担当課
身体障害児への日常生活用具の給付	障害児に対し、日常生活用具を給付又は貸与し、生活の便宜を図る。	地域福祉課
発達支援交流会	心身の発達に課題のある児童の保護者の交流の場を提供する。	子育て支援課
障害福祉サービス・地域生活支援事業の実施	手帳又は障害の診断を受けた日常生活を営むのに障害がある者に対し、日中活動の場（短期入所、日中一時支援）及び日常生活の支援（ヘルパー）を行う。	地域福祉課
障害者手当（市）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者に、各障害程度に応じて手当を支給する。	地域福祉課
障害児福祉手当（国）	20歳未満で、精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする在宅の児童へ、障害の程度に応じた手当を支給する。	地域福祉課
福祉有償運送料金助成券の交付	自力での歩行に支障のある身体障害児（者）が医療機関への通院・入退院、保健・福祉施設への通所及び入退所、公的施設・公共的施設を利用する際に使用する助成券を交付する。	地域福祉課
福祉タクシー券の交付、バス・電車料金の助成	重度の心身障害児（者）が医療機関への通院等の日常生活において、タクシー、バス、電車を利用する場合に料金の一部を助成する。	地域福祉課
燃料費の助成	障害特性により公共交通機関を利用できない心身障害児（者）に対し、家族が運転する自家用車への燃料費助成券を交付する。	地域福祉課
人にやさしい住宅リフォーム補助金	身体障害児（者）のいる世帯で、リフォームヘルパーの相談及び助言により住宅を改善する場合に補助金を支給する。	地域福祉課
学校介助員派遣	学校生活を安心・安全に送るため、介助員を派遣し、個別支援を行う。	地域福祉課
人にやさしい街づくりの推進【再掲】	すべての住民が地域で暮らし続けることができるようハード・ソフト両面からバリアフリーのまちづくりを推進する。	各施設担当課
障害児通所支援事業の実施	障害児等に対し、児童福祉法に定められる放課後等デイサービスや児童発達支援事業等の通所サービスを提供する。	子育て支援課 地域福祉課
自立支援医療（育成医療）の給付	一定の障害のある18歳未満の者に医療費を給付する。	地域福祉課
放課後児童クラブヘルパー派遣	放課後児童クラブを安心・安全に利用するため、ヘルパーを派遣し、個別支援を行う。	地域福祉課
こども相談支援事業	保護者や本人からの相談を受け、一緒に環境や生活について考え、必要に応じて福祉サービス等の案内、利用調整等を行う。	子育て支援課
児童発達支援事業等給食費等補助	市外の児童発達支援事業所等を利用する就学前児童に係る給食費等の実費相当額を補助する。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
障害施設通園交通費助成	障害児通所支援を利用する際に障害児とともに通園する保護者に対し、市外にある児童福祉施設に通園するための交通費の一部を助成する。	子育て支援課
児童発達支援センターの運営	就学前の障害のある児童に対して、日常生活での自立や集団生活に適應するための訓練等や相談業務を行う。	子育て支援課
ペアレントプログラム普及推進事業【再掲】	子どもの個性に合った育て方を学び、楽しい親子関係作りのプログラムの普及を図る。	子育て支援課
幼保こ小中高特連携事業	幼少期から学童期までの切れ目のない支援を行うための情報共有や相互施設交流見学会、合同研修会を開催する。	子育て支援課
医療的ケア児保育等受入れ支援（看護師配置）	保育所等に看護師を配置し、医療的ケア児の受入れが可能となるような体制を整備して保育を実施する。	子育て支援課
田原市医療的ケア児等支援検討会議	医療的ケア児等が適切な支援を受け、地域において安心して生活できる体制を整備するため、関係機関が課題や対応策について意見交換や情報共有を図り支援についての検討を行う。	子育て支援課
子ども・若者支援地域協議会【再掲】	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行う。子ども・若者総合相談窓口を開設し適切な支援機関につなげる。	生涯学習課



8 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育・学習支援の充実

～柱の考え方～

年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや親の子育て環境に大きな影響を与えます。経済的な格差が子どもの教育格差にもつながらないようにするための対策が必要となっています。

幼児教育・保育の質の向上や学習支援、スクールソーシャルワーカー等が中核となって地域福祉等との多様な連携体制づくりなど教育支援体制の充実を図ります。また、すべての子どもに対して教育の機会が均等に保障されるよう、教育費の減免制度等を実施し、教育費負担軽減につながる取り組みの充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
地域未来塾	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象に、週1回の学習支援を行う。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置 【再掲】	子どもを取り巻く環境(家庭環境)など、困難な問題に対応し、子どもが安心して学習できる環境を整える。	学校教育課
保育料の無償化	低所得世帯や多子世帯の3歳未満児に加え、すべての子どもに対して保育料の無償化を行う。	子育て支援課
保育所・認定こども園 給食費無償化	副食費免除対象児童及び多子減免対象児童に加え、すべての子どもに対して副食費及び主食の無償化を行う。	子育て支援課
幼稚園の給食費補助 等	副食費免除対象児童及び多子減免対象児童に加え、すべての子どもに対して副食費及び主食の補助などを行う。	子育て支援課
放課後児童クラブ利用 料免除	生活保護世帯やひとり親家庭等に対して利用料を免除する。	生涯学習課
就学援助	市民税非課税世帯等に対し、小中学校へ就学している子どもの学用品費や給食費などの費用を援助する。	教育総務課
高校生のバス通学支援	市内に住所を有し、豊鉄バスを利用して高等学校(公立、私立)等に通学する生徒の費用負担を軽減することで、子育て支援(高校生)・バス利用促進を図る。	教育総務課
小中学校入学応援金 支給事業	子育て世代の負担軽減と教育の一層充実を図るため、小学校及び中学校の入学を迎える市内在住の児童又は生徒の保護者に入学応援金を支給する。	教育総務課

(2) 生活の安定や保護者の就労の支援

～柱の考え方～

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談に乗り、生活や就労等を支援するとともに、様々な事情を抱える子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくるなど、生活の安定につながる環境の整備が必要です。また、ひとり親家庭や低所得世帯等に対して、就労支援や安心して働ける環境整備等の取り組みも必要です。

ひとり親家庭や妊娠期から子育て期までの女性が抱える様々な問題に対し、早期から適切な対応ができるよう、相談、支援体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対し、就業支援や日常生活支援など、引き続きひとり親家庭の自立に対する支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員の配置【再掲】	母子・父子家庭の自立に関する諸問題について支援員を配置し、相談・助言・指導を行う。	子育て支援課
妊娠・出産・子育て総合相談窓口の運営【再掲】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的として、対面だけでなく電話・オンラインを通じ、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な支援を行う。	親子交流館
子ども・若者支援地域協議会【再掲】	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携して総合的な支援を行う。子ども・若者総合相談窓口を開設し適切な支援機関につなげる。	生涯学習課
ひとり親家庭等の就業支援【再掲】	ひとり親家庭等の雇用の安定と就職の促進のため、母子家庭等自立支援給付金を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援【再掲】	ひとり親家庭等の親が疾病等により、一時的に家事、保育等の日常生活に支障が生じた場合に支援サービスを実施する。	子育て支援課

(3) 経済的支援の充実

～柱の考え方～

親の就労状況や健康状態にかかわらず、世帯の日々の生活を安定させる経済的支援は重要なものとなっています。各種手当などの金銭の給付や、幼児教育・保育の無償化などの現物給付等のサービスを組み合わせて効果を高めて家庭の生活を支えていく視点が重要です。

生活保護や遺児手当・児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、幼児教育・保育や教育費の減免、就業支援や医療費の助成など、引き続き経済的支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
遺児手当（県・市） 【再掲】	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を図るため、18歳以下の児童を養育する保護者等に児童が18歳になる年の年度末まで県及び市遺児手当を支給する。	子育て支援課
児童扶養手当（国） 【再掲】	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成を図るため、18歳以下の児童を養育する保護者等に児童が18歳になる年の年度末まで児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
保育料の無償化 【再掲】	低所得世帯や多子世帯の3歳未満児に加え、すべての子どもに対して保育料の無償化を行う。	子育て支援課
保育所・認定こども園 給食費無償化【再掲】	副食費免除対象児童及び多子減免対象児童に加え、すべての子どもに対して副食費及び主食の無償化を行う。	子育て支援課
幼稚園の給食費補助 等【再掲】	副食費免除対象児童及び多子減免対象児童に加え、すべての子どもに対して副食費及び主食の補助などを行う。	子育て支援課
放課後児童クラブ利 用料免除【再掲】	生活保護世帯やひとり親家庭等に対して利用料を免除する。	生涯学習課
就学援助【再掲】	市民税非課税世帯等に対し、小・中学校へ就学している子どもの学用品費や給食費などの費用を援助する。	教育総務課
高校生のバス通学支援 【再掲】	市内に住所を有し、豊鉄バスを利用して高等学校（公立、私立）等に通学する生徒の費用負担を軽減することで、子育て支援（高校生）・バス利用促進を図る。	教育総務課
小中学校入学応援金 支給事業【再掲】	子育て世代の負担軽減と教育の一層充実を図るため、小学校及び中学校の入学を迎える市内在住の児童又は生徒の保護者に入学応援金を支給する。	教育総務課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等の就業支援【再掲】	ひとり親家庭等の雇用の安定と就職の促進のため、ひとり親家庭等自立支援給付金を支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援【再掲】	ひとり親家庭等の親が疾病等により、一時的に家事、保育等の日常生活に支障が生じた場合に支援サービスを実施する。	子育て支援課
子ども医療費の助成【再掲】	18歳になる年の年度末までの者を対象に医療費の自己負担分について助成する。	保険年金課
母子家庭等医療費の助成【再掲】	18歳以下の子どもを扶養する母子・父子家庭及び父母のない18歳以下の子どもを対象に、子どもが18歳になる年の年度末まで医療費の自己負担分について助成する。	保険年金課
子ども食堂の運営協力【再掲】	地域のひとり親世帯や共働き世帯で子どもだけで過ごすことが多くなりがちな子どもたちの居場所を提供するとともに、地域との繋がりを作って社会的な孤立を防止する子ども食堂の運営に協力する。	子育て支援課
妊婦のための支援給付	妊婦に対して妊婦支援給付金を支給する。妊婦のための支援給付と妊婦等包括相談支援事業を組み合わせることで、総合的な支援を行う。	親子交流館

9 子育てに関する意識の高揚

(1) 少子化、子育てに関する意識啓発の推進

～柱の考え方～

核家族化や都市化の進行により、少子化や地域社会におけるつながりの希薄化により、地域社会の子育て機能が低下しています。

本市は、市民に対して、少子化の現状や子育て支援の意義についての意識啓発、保護者の子育てに対する意識改革に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援総合ガイドブックの発行 【再掲】	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成し、関係機関、希望者等に配布する。	子育て支援課
企業との連携による次世代育成支援対策の推進【再掲】	「行動計画」を策定している企業等を含めて互いに連携し、次世代育成支援対策を推進する。	子育て支援課
子育て講演会の開催	小学校や保育園での子育て講演会の開催などを通じて、子育てに対する意識改革に取り組む。 (現在の子どもが抱える課題を解消するための子育て、子どもとの関わり方等)	生涯学習課 子育て支援課 学校教育課
地域子育て支援ルーム (さくらルーム、なのはなルーム、こがめルーム)【再掲】	就園前児童を対象に、親子遊びを通して親子の関わりを援助したり、子育てに関する相談や子育て情報などを提供したりする。子育て講座等の開催などにより地域の子育て支援活動の推進を図る。	子育て支援課 親子交流館
利用者支援事業 【再掲】	地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て世代の市民に身近な場所で情報提供と相談支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。	子育て支援課 親子交流館 健康課

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制

1 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

子ども・子育て支援事業計画は、地域性や利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援事業の充実を図っていくため、以下のとおり、事業ごとの量の見込みや提供体制を精査し、これの達成に向けた取組を掲げていくことが求められています。

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

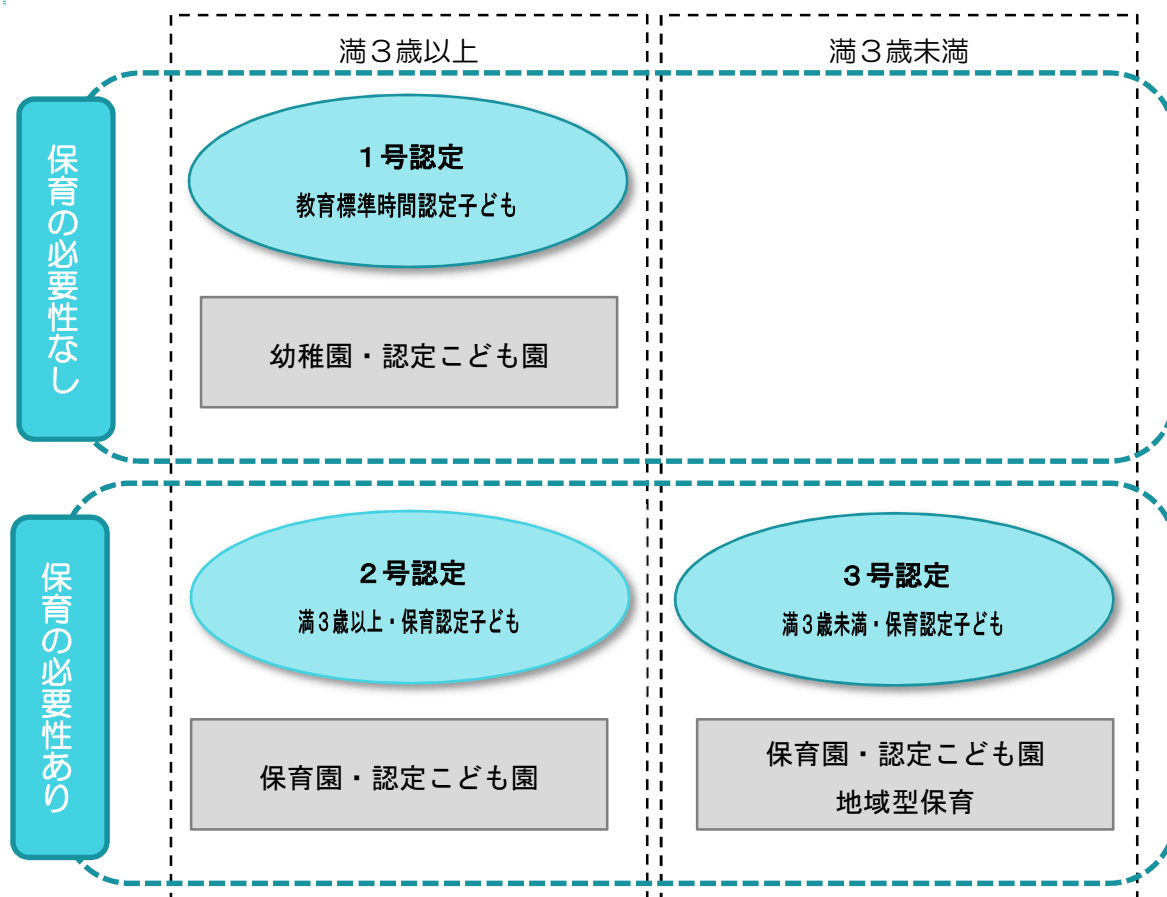
本市においては、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、市全域の一圏域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

ただし、計画上一圏域として設定するものの、各教育・保育サービスの提供体制や子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性を十分に考慮し、特定地域における偏りの無いよう、適切に推進していきます。

3 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。



【保育の必要性を認定する際の客観的基準】

(1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 就労(1カ月56時間以上) | ⑦ 就学 |
| ② 妊娠・出産 | ⑧ 虐待やDVのおそれがあること |
| ③ 保護者の疾病 | ⑨ 育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること |
| ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | ⑩ その他、市が認める場合 |
| ⑤ 災害復旧 | |
| ⑥ 求職活動 | |

(2) 保育必要量

保育の必要性あり(2号・3号)の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定(1日最大11時間)」と「保育短時間認定(1日最大8時間)」があります。

※ 最大時間は延長保育を除きます。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育

【事業の概要】

保護者の代わりに就学前の子どもの教育・保育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下に示すとおりです。

教育・保育施設

保育園：就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設

幼稚園：満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設

認定こども園：保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設

地域型保育

小規模保育：比較的小規模（6～19人）できめ細かな保育を実施する施設

家庭的保育：少人数（5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設

居宅訪問型保育：訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

事業所内保育：企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設

【量の見込み】

図表 28 計画期間内の量の見込み

(単位:人)		令和 7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	①<3号認定>(保育)	62	63	60	58	55
1歳	②<3号認定>(保育)	213	197	181	167	154
2歳	③<3号認定>(保育)	218	202	187	174	160
3歳～	④<1号認定>(教育)	174	168	158	148	139
	⑤<2号認定>(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
	⑥<2号認定>(保育)	894	901	846	796	748
①+②+③+⑥(保育)		1,387	1,363	1,274	1,195	1,117
④+⑤(教育)		174	168	158	148	139
合計		1,561	1,531	1,432	1,343	1,256

認定区分…子ども・子育て支援法第19条により定められている区分

1号認定…満3歳以上の未就学児（2号認定を除く。）

2号認定…満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども

3号認定…満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども

【提供体制】

図表 29 計画期間内の提供体制

(単位:人)		令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
0歳	①<3号認定>(保育)	63	63	63	63	63
1歳	②<3号認定>(保育)	195	195	195	195	195
2歳	③<3号認定>(保育)	249	249	249	249	249
3歳～	④<1号認定>(教育)	174	174	174	174	174
	⑤<2号認定>(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
	⑥<2号認定>(保育)	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
①+②+③+⑥(保育)		1,827	1,827	1,827	1,827	1,827
④+⑤(教育)		174	174	174	174	174
合計		2,001	2,001	2,001	2,001	2,001

※上記のうち地域型保育事業の提供体制分

(単位:人)		令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
事業所内 保育事業等	0歳	2	2	2	2	2
	1歳	10	10	10	10	10
	2歳	15	15	15	15	15
	3歳～	0	0	0	0	0

【考え方】

本市では、公立認定こども園（公立保育園）が14箇所、私立保育園が1箇所、私立認定こども園が4箇所です。将来のニーズ量については、出生率は減少傾向にあるものの女性の就業率の向上により、特に0歳児の3号認定のニーズが高まっていることから、短期的には提供体制の確保が厳しい状況が見込まれますが、0～2歳児の提供体制の確保に努めます。

現在、田原市保育所等整備計画に基づき、公立保育園の入所児童数適正化を図るとともに、多様なニーズに対応できる体制を整え、市内全域で教育・保育が一体的に提供できる取り組みを推進します。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度では、以下の事業が「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられています。

[地域子ども・子育て支援事業]	
①延長保育事業	通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業
②放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が家庭にいない小学生に適切な遊び場等を用意する事業
③子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業
④一時預かり事業	一般型…保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する事業 幼稚園型…幼稚園や認定こども園で行う通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業及び保育園で行う一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業
⑤病児・病後児保育事業	子どもが病気で集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で預かる事業及び病気の回復期であるが、通園が困難で家庭での保育ができない子どもを預かる事業
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子どもの預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業
⑦地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流等を実施する事業
⑧利用者支援事業	地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の子どもを対象に、保健師や子育て安心見守り隊などが家庭を訪問し、健康や育児に関する相談などを行う事業
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行う事業
⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬妊婦に対する健康診査	妊娠した際、医療機関や助産所で妊娠健康診査を受診することを推奨する事業
⑭妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
⑮産後ケア事業	出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

[地域子ども・子育て支援事業]	
⑯乳児等通園支援事業	保育所や認定こども園等を利用していない子ども(生後6か月から満3歳未満)を対象に、すべての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等の利用を可能とし、子育て家庭を支援する事業
⑰子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業
⑱児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談や支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
⑲親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業
⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(1) 延長保育事業

【事業の概要】

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

【実績】

図表 30 実績 (年間実利用人数)

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
延長保育事業	人	421	355	338	375	418

【量の見込み】

図表 31 計画期間内の量の見込み (年間実利用人数)

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
延長保育事業	人	385	385	385	385	385

【提供体制】

図表 32 計画期間内の提供体制 (年間実利用人数)

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
延長保育事業	人	385	385	385	385	385
	施設数	11	11	11	11	11

【考え方】

本市では、延長保育は公立認定こども園6箇所、私立保育園1箇所、私立認定こども園4箇所の11箇所で実施しています。女性の就業率の向上により需要は安定してことから、安定して提供できるようニーズの把握及び体制の確保に努めていきます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

【実績】

図表 33 実績（登録児童数）

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
放課後児童 健全育成事業	人	394	398	381	400	578
	箇所	10	10	10	11	18

【量の見込み】

図表 34 計画期間内の量の見込み（登録児童数） (人)

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
放課後児童 健全育成事業	1 年生	198	193	193	190	213
	2 年生	188	179	175	175	174
	3 年生	148	140	129	122	119
	4 年生	58	59	59	57	56
	5 年生	12	12	12	11	10
	6 年生	13	13	13	12	11
	合計	617	596	581	567	583

【提供体制】

図表 35 計画期間内の提供体制（登録児童数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
放課後児童 健全育成事業	人	620	620	620	620	620
	箇所	18	18	18	18	18

【考え方】

本市では、10箇所で放課後児童クラブを実施していましたが、令和4年度からは待機児童の解消と1箇所当たりの人数適正化を図るために施設を1箇所追加しました。追加した施設は民営で4小学校を対象範囲とするものです。令和5年度からは放課後子ども教室7箇所を放課後児童クラブに移行し、合計18箇所となりました。児童クラブの利用ニーズは増える一方で、実施場所及び支援員の確保が困難になっていることから、現在、複数のクラブで待機児童が出ています。今後も待機児童を解消するため、実施場所や支援員の確保などの受入体制の充実に取り組んでいきます。

また、配慮を必要とする児童への対応については、障害児受入推進を図る事業を実施しており、今後も、福祉部局との連携により充実を図っていきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の概要】

保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【実績】

図表 36 実績（年間延べ利用人数）

	（単位）	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
子育て短期支援 事業	人	0	0	16	0	0

【量の見込み】

図表 37 計画期間内の量の見込み（年間延べ利用人数）

	（単位）	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子育て短期支援 事業	人	18	18	18	18	18

【提供体制】

図表 38 計画期間内の提供体制（年間延べ利用人数）

	（単位）	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子育て短期支援 事業	人	18	18	18	18	18

【考え方】

本市では、3施設に委託し、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。計画値に関わらず、利用が必要な場合は可能な限りすべてに対応していきます。

(4) 一時預かり事業

【事業の概要】

一時預かり事業は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった場合などに保育園や認定こども園等で子どもを預かる事業で、一般型と幼稚園型を実施しています。

一般型は、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に、保育園等で子どもを預かる事業です。

幼稚園型は、認定こども園に在籍する1号認定子どもを対象として、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に預かる事業です。

【実績】

図表 39 実績（年間延べ利用人数）

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
保育園の一時預かり	人	4,561	4,043	4,517	4,734	5,374
親子交流館(すくっと)	人	1,092	1,089	1,278	1,358	1,506
認定こども園の幼稚園型預かり保育	人	520	736	1,100	662	775

【量の見込み】

図表 40 計画期間内の量の見込み（年間延べ利用人数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
保育園の一時預かり	人	4,650	4,500	4,350	4,250	4,100
親子交流館(すくっと)	人	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
認定こども園の幼稚園型預かり保育	人	700	700	690	680	670

【提供体制】

図表 41 計画期間内の提供体制（年間延べ利用人数）

	（単位）	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
保育園の一時預かり	人	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
親子交流館(すくっと)	人	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
認定こども園の幼稚園型預 かり保育	人	700	700	690	680	670

【考え方】

本市では、私立認定こども園4箇所、公立保育園3箇所、親子交流館1箇所で一時預かり事業を実施しています。需要は安定しているため、引き続き、利用状況や子育て相談等でニーズを把握し、安定して提供できるよう取り組んでいきます。

(5) 病児・病後児保育事業

【事業の概要】

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

【実績】

図表 42 実績（年間延べ利用人数）

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
病児・病後児保育	人	-	0	0	6	0

【量の見込み】

図表 43 計画期間内の量の見込み（年間延べ利用人数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
病児・病後児保育	人	313	300	289	281	268

【提供体制】

図表 44 計画期間内の提供体制（年間延べ利用人数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
病児・病後児保育	人	720	720	720	720	720
	箇所	1	1	1	1	1

【考え方】

本市では、令和2年度から病後児保育を1箇所で実施しています。現状のニーズには対応できる見込みです。今後も継続して実施していきます。また、病児保育の実施について検討していきます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を依頼会員として、子育てのお手伝いができる援助会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

【実績】

図表 45 実績（年間延べ活動件数）

	（単位）	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
子育て援助活動 支援事業	活動件数	63	203	220	468	290

【量の見込み】

図表 46 計画期間内の量の見込み（年間延べ活動件数）

	（単位）	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子育て援助活動 支援事業	活動件数	400	400	400	400	400

【提供体制】

図表 47 計画期間内の提供体制（年間延べ活動件数）

	（単位）	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子育て援助活動 支援事業	活動件数	400	400	400	400	400

【考え方】

本市では、ファミリー・サポート・センターを実施していますが、援助会員の確保が困難な状態となっており安定した活動ができる体制の構築が必要となっています。子育て世代の安心とうるおいを創出することを目的とした親子交流館が令和元年度に開設されました。親子交流館が中心となって地域社会全体で子育てをしていく体制づくりに取り組み、ファミリー・サポート・センターの活動の充実につなげていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、“子育て支援センター”とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【実績】

図表 48 実績（1 か月の延べ利用親子の組数）

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
地域子育て支援拠点事業	組	1,438	725	871	1,087	1,183
	箇所数	2	2	2	3	3

【量の見込み】

図表 49 計画期間内の量の見込み（1 か月の延べ利用親子の組数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
地域子育て支援拠点事業	組	1,700	1,700	1,600	1,600	1,600

【提供体制】

図表 50 計画期間内の提供体制（1 か月の延べ利用親子の組数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
地域子育て支援拠点事業	組	1,700	1,700	1,600	1,600	1,600
	箇所数	3	3	3	3	3

【考え方】

本市では地域子育て支援センターを3箇所で開催しており、それ以外にセンターを拠点とする出張子育てひろばも1箇所を実施しています。今後の需要量については現在の提供体制で確保できる見込みですが、令和7年度以降に出張子育てひろばの更なる充実を図ります。

(8) 利用者支援事業

【事業の概要】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

【実績】

図表 51 実績（相談等窓口設置数）

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者支援事業母子保健型	箇所数	2	2	2	2	2
利用者支援事業基本型	箇所数	1	1	1	2	2

【量の見込み】

図表 52 計画期間内の量の見込み（相談等窓口設置数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
利用者支援事業 こども家庭センター型	箇所数	3	3	3	3	3
利用者支援事業基本型	箇所数	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所数	16	16	16	16	16

【提供体制】

図表 53 計画期間内の提供体制（相談等窓口設置数）

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
利用者支援事業 こども家庭センター型	箇所数	3	3	3	3	3
利用者支援事業基本型	箇所数	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所数	16	16	16	16	16

【考え方】

本市では、令和6年度からこども家庭センターを設置し、子育てコンシェルジュやママサポーター等を配置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。また、子育て世帯が身近に相談することができる相談機関として公立の保育所等を地域子育て相談機関として設置し、こども家庭センターと連携した運営を行っています。今後も連携体制の強化及び支援の充実を図ります。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月未満の子どもを対象に、保健師や子育て安心見守り隊などが家庭を訪問し、健康や育児に関する相談を行います。

【実績】

図表 54 実績

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象数	373	347	332	356	276
	訪問数	359	363	311	355	276
	実施率	96.2	95.6	93.7	99.7	100

【量の見込み】

図表 55 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象数	260	255	250	245	240

【提供体制】

図表 56 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象数	260	255	250	245	240
	実施率	100	100	100	100	100

【考え方】

本市では、妊産婦、乳幼児などを対象に、保健師、助産師などの家庭訪問による保健指導を実施しています。過去の実績から需要量を仮定し、すべての家庭について訪問を実施していきます。

(10) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業です。

【実績】

図表 57 実績

		(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
養 育 支 援 訪問事業	専門的支援	延べ件数	165	89	166	149	140

【量の見込み】

図表 58 計画期間内の量の見込み

		(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
養 育 支 援 訪問事業	専門的支援	延べ件数	145	145	145	145	145

【提供体制】

図表 59 計画期間内の提供体制

		(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
養 育 支 援 訪問事業	専門的支援	延べ件数	145	145	145	145	145

【考え方】

本市では、支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援を行っています。過去の実績から需要量を仮定しますが、計画値に関わらず、支援が必要であると判断した家庭すべてに対して訪問支援・援助を行います。

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業の概要】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

【実績】

図表 60 実績

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
児童虐待防止研修	回	1	0	0	1	1
スーパーバイザー相談	回	11	8	8	12	11

【量の見込み】

図表 61 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
児童虐待防止研修	回	1	1	1	1	1
スーパーバイザー相談	回	12	12	12	12	12

【提供体制】

図表 62 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
児童虐待防止研修	回	1	1	1	1	1
スーパーバイザー相談	回	12	12	12	12	12

【考え方】

本市では、令和6年度にこども家庭センターを設置し、実情の把握及び子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワークを行うなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制を整備しました。また、児童虐待相談や子ども家庭相談等において、より適切に実施できるよう専門的・技術的助言や指導等を行うスーパーバイザーを配置するとともに、子どもと直接関わる関係者等を対象とした研修や、親子関係の改善につながる講習会を開催しています。今後も、関係機関の連携体制の強化や相談員・関係者の資質向上を図る取組を継続し、児童虐待防止対策を推進します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実績】

図表 63 実績

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実費徴収に係る 補足給付事業	実人数	1	1	2	1	1

【量の見込み】

図表 64 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
実費徴収に係る 補足給付事業	実人数	3	3	3	3	3

【提供体制】

図表 65 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
実費徴収に係る 補足給付事業	実人数	3	3	3	3	3

【考え方】

主に幼稚園に通う施設等利用給付認定子どもの給食費の補助を実施しています。また、低所得者に対する支援として、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等に対する補助に対しても実施を検討していきます。

(13) 妊婦に対する健康診査

【事業の概要】

妊娠した際、医療機関や助産所で妊娠健康診査を受診することを推奨する事業です。妊娠健康診査の受診を促すため、受診した際の費用の一部助成を行っています。

【実績】

図表 66 実績

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
妊婦に対する健康診査	延べ人数	4,459	4,225	3,276	4,113	3,052

【量の見込み】

図表 67 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
妊婦に対する健康診査	対象者数	240	235	230	225	220
	延べ人数	3,024	2,961	2,898	2,835	2,772

【提供体制】

図表 68 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
妊婦に対する健康診査	対象者数	240	235	230	225	220
	延べ人数	3,360	3,290	3,220	3,150	3,080

【考え方】

本市では、妊娠中の自己管理のため、妊娠期間に公費で健診を受けられる受診券交付を実施するとともに、保健指導や栄養改善を行っています。計画値に関わらず、すべての妊婦に対して受診勧奨と指導を実施していきます。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【実績】

図表 69 実績

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
伴走型相談支援	妊娠届出数	—	—	—	330	239
	面談回数	—	—	—	1,216	951

【量の見込み】

図表 70 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
妊婦等包括相談支援 事業	妊娠届出数	260	255	250	245	240
	面談回数	780	765	750	735	720

【提供体制】

図表 71 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
妊婦等包括相談支援 事業	妊娠届出数	260	255	250	245	240
	面談回数	980	965	950	935	920

【考え方】

本市では、妊娠届出時、妊娠8か月、産後2～3週目、乳児家庭全戸訪問時に面談し、包括的な相談・支援を実施しています。計画値に関わらず、支援が必要と判断した妊婦等に対しては、随時相談支援を行っていきます。

(15) 産後ケア事業

【事業の概要】

出産後の母子に対して、助産師等による心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【実績】

図表 72 実績

	(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
産後ケア事業	利用件数	6	30	20	42	35
	利用延べ日数	28	95	51	109	83

【量の見込み】

図表 73 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
産後ケア事業	利用件数	40	40	40	40	40
	利用延べ日数	120	120	120	160	160

【提供体制】

図表 74 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
産後ケア事業	利用件数	40	40	40	40	40
	利用延べ日数	280	280	280	280	280

【考え方】

本市では、産科医療機関等に委託し、産後ケア事業を実施しています。今後の需要量については現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していきます。

(16) 乳児等通園支援事業

【事業の概要】

保育所や認定こども園等に通っていない子ども（生後6か月から満3歳未満）の育ちを支援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等の利用を可能とし、子育て家庭を支援する事業です。

【実績】

実績なし

【量の見込み】

図表 75 計画期間内の量の見込み

		(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
乳児等通園 支援事業	0歳児	人日	—	2	2	2	2
	1歳児	人日	—	2	2	2	2
	2歳児	人日	—	1	1	1	1

【提供体制】

図表 76 計画期間内の提供体制

		(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
乳児等通園 支援事業	0歳児	人日	—	2	2	2	2
	1歳児	人日	—	2	2	2	2
	2歳児	人日	—	1	1	1	1

【考え方】

本市では、令和8年度から公立保育園で実施できるよう、ニーズの把握及び体制の確保に努めていきます。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

【実績】

図表 69 実績

		(単位)	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
養育支援 訪問事業	育児・家事支援	対象世帯数	2	1	3	2	2
		延べ件数	19	14	39	28	5

【量の見込み】

図表 70 計画期間内の量の見込み

		(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子育て世帯 訪問支援事業	養育支援	対象世帯数	4	4	4	4	4
		延べ件数	48	48	48	48	48
	家事支援	対象世帯数	3	3	3	3	3
		延べ件数	36	36	36	36	36

※「養育支援」は上記実績における養育支援訪問事業の「育児・家事支援」をいう。

【提供体制】

図表 71 計画期間内の提供体制

		(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
子育て世帯 訪問支援事業	養育支援	対象世帯数	4	4	4	4	4
		延べ件数	48	48	48	48	48
	家事支援	対象世帯数	3	3	3	3	3
		延べ件数	36	36	36	36	36

【考え方】

本市では、支援が必要な妊産婦や子育て期の家庭を訪問し、食事や洗濯、育児など支援を行っています。計画値に関わらず、支援が必要であると判断した家庭すべてに対して訪問支援を行っていきます。

(18) 児童育成支援拠点事業

【事業の概要】

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談や支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【実績】

実績なし

【量の見込み】

図表 72 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
児童育成支援拠点事業	人	5	5	5	5	5

【提供体制】

図表 73 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
児童育成支援拠点事業	人	0	0	0	5	5

【考え方】

令和6年度時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて量の見込みを見直しすることとします。

(19) 親子関係形成支援事業

【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【実績】

実績なし

【量の見込み】

図表 74 計画期間内の量の見込み

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
親子関係形成支援事業	人	3	3	3	3	3

【提供体制】

図表 75 計画期間内の提供体制

	(単位)	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
親子関係形成支援事業	人	0	0	3	3	3

【考え方】

令和6年度時点で本市においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて量の見込みを見直すこととします。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について

本市では、令和元年度に公立の保育園のすべてを保育所型認定こども園に移行し、幼児教育・保育の一体的提供を推進するとともに、保育所の規模適正化・民営化を推進して民間活力の活用による子育て支援サービスの充実に取り組んでいます。また、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るため、田原市保育所・認定こども園合同研修や保育士と小中学校教員の合同研修を行っています。更に、幼少期から学童期までの切れ目のない支援を行うための情報共有や合同研修を行うなどの保育所・認定こども園・小中高等学校及び特別支援学校の連携事業を実施して、情報共有や研修会を行うなどの幼保こ小中高特連携事業を引き続き実施し、今後も市内の保育・教育機関等の連携強化に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

本市では、子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についても子ども・子育て会議での意見を踏まえて検討をしていきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県に対し、施設等の住所、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、県と連携して実施していきます。

第6章 資料編

1 保育園・認定こども園等一覧

保育園・認定こども園等	住所	定員
第一保育園	田原市田原町汐見 96 番地	160 名
野田保育園	田原市野田町公文 24 番地	100 名
六連保育園	田原市六連町貝場 16 番地 3	60 名
東部保育園	田原市豊島町仲田 24 番地 1	120 名
中部保育園	田原市田原町北番場 20 番地	90 名
神戸保育園	田原市西神戸町岡 52 番地 5	100 名
大草保育園	田原市大草町南左位神 53 番地	60 名
稲場保育園	田原市加治町稲場 150 番地 1	200 名
泉保育園	田原市江比間町新田 368 番地 1	100 名
清田保育園	田原市折立町東原畑 131 番地	80 名
福江保育園	田原市福江町向田 31 番地	180 名
中山保育園	田原市中山町神明前 7 番地	80 名
小中山保育園	田原市小中山町八幡上 284 番地 2	90 名
伊良湖岬保育園	田原市小塩津町西原 35 番地 1	120 名
漆田保育園	田原市東赤石一丁目 62 番地	130 名
蔵王こども園	田原市田原町大沢 3 番地 293	245 名
田原赤石こども園	田原市赤石三丁目 5 番地	165 名
童浦こども園	田原市片浜町前畑 79 番地 1	175 名
あかばねこども園	田原市赤羽根町天神 21 番地	165 名
児童発達支援センター	田原市大久保町大新田 140 番地 1	18 名
児童発達支援センター分館	田原市高松町木場 19 番地	—

資料：子育て支援課(令和6年4月1日現在)

2 放課後児童クラブ一覧

名 称	実施場所	定 員	実施地域
六連児童クラブ	六連市民館	45 名	六連小学校区
神戸児童クラブ	神戸市民館	40 名	神戸小学校区
大草児童クラブ	大草市民館	20 名	大草小学校区
東部児童クラブ	田原東部市民館	45 名	田原東部小学校区
南部児童クラブ	田原南部市民館	40 名	田原南部小学校区
童浦児童クラブ	童浦小学校	50 名	童浦小学校区
童浦第二児童クラブ※	童浦市民館	30 名	童浦小学校区
中部第一児童クラブ	田原中部小学校	40 名	田原中部小学校区
中部第二児童クラブ※	田原中部市民館	20 名	田原中部小学校区
衣笠児童クラブ	衣笠市民館	60 名	衣笠小学校区
野田児童クラブ	野田小学校	30 名	野田小学校区
高松児童クラブ	高松市民館	40 名	高松小学校区
赤羽根児童クラブ	赤羽根小学校	30 名	赤羽根小学校区
若戸児童クラブ	若戸市民館	40 名	若戸小学校区
中山児童クラブ	中山市民館	30 名	中山小学校区 亀山小学校区
福江児童クラブ	福江市民館	50 名	福江小学校区
清田児童クラブ	清田市民館	40 名	清田小学校区
泉児童クラブ	泉市民館	40 名	泉小学校区
伊良湖岬児童クラブ	伊良湖岬小学校	30 名	伊良湖岬小学校区
たっぷく児童クラブ	田原福祉グローバル専門学校	45 名	神戸小学校区 童浦小学校区 衣笠小学校区 田原中部小学校区

※ 童浦第二児童クラブ及び中部第二児童クラブは長期休暇期間のみ開所

資料：生涯学習課(令和7年3月1日現在)

M字カーブ

日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をグラフで表した時、結婚・出産期に当たる年代が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字型曲線が描かれることをいう。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数のこと。1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均を表す。

子ども

子ども・子育て支援法における「子ども」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のこと。

こども家庭センター

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもの状況・世帯の状況に応じたソーシャルワーク業務を行う拠点のこと。従来、市町村域の子ども家庭分野の相談支援機関は、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」の2種類があったが、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、両方の機能を統合し「こども家庭センター」とされた。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本市では平成26年6月に条例を制定。子ども・子育て支援に関する事業従事者、子育て当事者、学識経験者等で構成される。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援制度の実施主体として、全市町村が作成しなければならない事業計画。

子ども・子育て支援制度

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27年4月から本格実施された。

子ども・子育て支援法

「すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育て支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる」ことを趣旨として、平成24年8月に制定された法律のこと。これと、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて子ども・子育て関連3法と呼ぶ。

コミュニティスクール

学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みのこと。

産業分類

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したもののこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため平成15年7月に制定された法律のこと。「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」という考え方を基本理念とする。また、国や地方公共団体、事業主は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。令和6年5月に改正され、令和17年3月まで延長され、育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化等が定められた。

児童

児童福祉法における「児童」は、満18歳に満たない者のこと。

児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設のこと。

児童福祉法

昭和22年12月に制定された児童福祉に関する法律のこと。「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」及び「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という考え方を理念とする。

社会的養護

保護者のいない子どもをはじめ、被虐待児等の保護者から適切な養育を受けられない子どもを、社会全体で公的責任をもって保護し、健やかに育ていくとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」及び「社会全体で子どもを育てむ」という考え方を理念とする。

就業者

調査期間中、収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした人のこと。収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事をしなかった人でも、賃金や給料をもらうことになっている者や、事業を営んでいる人が仕事を休み始めてから30日未満の者等の条件を満たす場合は就業者に含める。

周産期医療

出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期を周産期と言い、周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

障害者総合支援法

平成24年6月に「障害者自立支援法」を改正することで成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨とする。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する者のこと。

スーパーバイザー

相談担当職員や支援の調整担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導・助言等を行う役割を担う者のこと。

地域型保育

子ども・子育て支援新制度により新たに設けられた児童数20人未満の小規模な保育事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とする。

- ・小規模保育…比較的小規模(6～19人)できめ細かな保育を実施する施設。
- ・家庭的保育…少人数(5人以下)を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設。
- ・居宅訪問型保育…訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業。
- ・事業所内保育…企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設。

ニート

15～34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人をニートとして定義している。

認定こども園

保護者の就労状況に関わらず利用でき、教育・保育を一体的に受けることのできる施設のこと。また地域における子育て支援を行う機能も併せ持ち、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う。

発達障害

生まれつき脳の機能に障害があり、発達の過程で行動やコミュニケーション等に問題を抱える障害のこと。自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)等に分類される。

ファミリー・サポート・センター

仕事や家庭の都合で育児の手助けをしてほしい方（依頼会員）と、心身ともに健康で子育てに意欲と理解があり育児の手助けをしたい方（提供会員）が、お互いに助け合い育児のサポートを行う会員の相互援助活動のこと。

保育所（園）

就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設。

保育短時間認定

主にパートタイムの就労を想定した保育認定。保育利用時間は、1日当たり最長8時間。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

【認定の区分】

- ・ 1号認定子ども…満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

保育標準時間認定

主にフルタイムの就労を想定した保育認定。保育利用時間は、1日当たり最長11時間。

放課後子ども教室

地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う事業。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設。

要保護児童

保護者から虐待を受けていたり、不良行為をするもしくはその恐れがあったり、保護者に監護させることが不相当であると思われる児童のこと。また、孤児等の保護者のいない児童のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関がその子ども等に関する情報の交換や迅速で適切な支援を行うことを目的として設置される協議会のこと。地域の実状に応じて児童福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察・司法関係等、幅広い分野から構成される。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」が、仕事と生活の調和が実現した社会であると定義されている。

田原市 子ども・子育て支援事業計画
(第3期子ども・子育て支援事業計画及び第4期次世代育成支援行動計画)

令和7年3月

発 行 田原市
編 集 田原市 こども健康部 子育て支援課
〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1